

## 令和7年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和7年第3回東彼杵町議会定例会は、令和7年9月5日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番 尾上 庄次郎 君	2番 児玉 隆行 君
3番 構 浩光 君	4番 吉永 秀俊 君
5番 大安 義和 君	6番 大石 俊郎 君
7番 口木 俊二 君	8番 浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡田 伊一郎 君	教育長	山口 厚 君
副町長	三根 貞彦 君	会計管理者	工藤 政昭 君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	高月 淳一郎 君	産業振興課長 兼農業委員会事務局長	小林 竹哉 君
税財政課長	楠本 信宏 君	建設課長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水道課長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教育次長	岡田 半二郎 君
町民課長 兼千綿支所長	山下 勝之 君	兼給食センター所長 代表監査委員	木田 善孝 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	議案第52号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第53号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第54号	東彼杵町議會議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第55号	東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第56号	東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
日程第6	議案第57号	東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

- 日程第 7 議案第 58 号 財産の譲与について
- 日程第 8 議案第 59 号 財産の処分及び取得について
- 日程第 9 議案第 60 号 令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 61 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 62 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 12 議案第 63 号 令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 13 議案第 64 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 14 議案第 65 号 令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 15 議案第 66 号 令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 16 議案第 67 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件
- 日程第 17 議案第 68 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の件
- 日程第 18 議案第 69 号 消防ポンプ自動車の購入について
- 日程第 19 議案第 70 号 公立学校情報機器整備事業共同調達におけるパーソナルコンピュータ端末購入について
- 日程第 20 議案第 71 号 総合会館舞台照明操作卓更新工事請負契約の締結について
- 日程第 21 議案第 72 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 22 質問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 23 質問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 24 報告第 22 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 25 報告第 23 号 専決処分に関する報告について  
(口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について)
- 日程第 26 報告第 24 号 専決処分に関する報告について  
(大音琴川浚渫推進工事（2 工区）請負契約の変更について)
- 日程第 27 報告第 25 号 協定の締結に関する報告について  
(令和 7 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定)
- 日程第 28 報告第 26 号 工事請負契約の締結について  
(老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区 6 工区)

## 開 議（午前9時29分）

### ○議長（浪瀬真吾君）

ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第54号 東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営  
に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第55号 東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例

### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、議案第52号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第53号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第54号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第55号東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それではご説明をさせていただきます。

議案第52号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由といたしまして、育児休業等に関する法律の改正による部分休業の取得パターンの多様化に対応するため、提出するものでございます。

次に、議案第53号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

提案の理由といたしまして、法律の改正により、仕事と育児の両立支援制度に対応するため、提出するものでございます。

次に、議案第54号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例。

提案の理由といたしまして、公職選舉法施行令の一部改正により、公費負担額が改正されたため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第55号東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由といたしまして、使用料改定のため、本案を提出するものです。それぞれの詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

### ○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

それではまず、議案第 52 号について説明をさせていただきます。

今回の改正は、昨年 8 月の人事院の公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に対応するため、地方公務員法の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、部分休業の取得パターンの多様化に対するものとなっております。

現在、育児休業は 1 日 2 時間の範囲内で取得できるとしておりますが、この改正によりこれまでの部分を第 1 号部分休業、そして新たに第 2 号部分休業として、1 年に 10 日相当時間を取得できる制度が追加されております。なお、法律でどちらかの選択制となっております。

それでは、新たに設けられた第 2 号部分休業で説明しますので、新旧対照表 2 ページをお願いいたします。

第 20 条の 2、見出しが第 2 号部分休業の承認となっております。

新たな部分休業は、これまでの第 1 号部分休業が 30 分単位であったことに対しまして 1 時間当たりで行うということになっております。

本条文の第 1 号及び第 2 号については端数の勤務時間があった場合にはそれを含めて承認できるとしております。

次に、3 ページ第 20 条の 3、見出しが育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間ということで、期間については毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とするものでございます。

次に、第 20 条の 4、育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間でございますが、これは育児休業ができる時間の限度を定める規定でございます。

第 1 号は非常勤以外の通常の職員の場合の規定で、77 時間 30 分で、第 2 号非常勤職員の場合の規定で、1 日当たり勤務時間数に 10 を乗じて得た時間となっております。

次に、第 20 条の 5、育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情でございます。

特別な事情がある場合とは、申し出内容を変更することができるという規定でございます。

その特別事情と言いますのは、申し出時に予測ができない事実が生じ、変更しなければ小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情ということで決定をいたしております。

次に、第 21 条、部分休業している職員の給与の取り扱いでございます。

部分休業した職員につきましては、給与条例第 17 条の規定に基づく計算方式で給与を減額するものとなります。

附則第 1 条で、本年 10 月 1 日から施行し、第 2 条の経過措置でございますけれども、施行日が 10 月 1 日から来年 3 月 31 日までに部分休業請求する場合の制限時間についてでございますけれども、令和 7 年度、残り半年ということから、限度額を半分とするものでございます。議案第 52 号については以上でございます。

次に、議案第 53 号について説明をいたします。

議案第 53 号ですね、この条例も前議案同様に、仕事と生活の両立支援の拡充の項目に対応するための改正でございます。

内容は大きく、妊娠出産等について申し出をした職員に対する措置及び3歳未満を養育する職員への制度の情報提供と意思確認などの規定を加えたものでございます。

なお、条文内に条例の条番号の付記漏れがあり、あわせて改正をいたしております。

それでは、主な改正点を説明いたします。

新旧対照表2ページをお願いいたします。第17条の2、妊娠、出産等について申し出た職員に対する意向確認等でございます。

ここで、第1項では、職員の育児休業等に関する条例に基づき、育児休業を申し出た職員に対する3つの措置を号建てで規定をいたしております。

第1号では、仕事と育児の両立にする制度、又は措置でございます。この制度を「出生時両立支援制度等」といって定義をされております。

第2号では、この制度の請求、申告、申出に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。

最後に、第3号では、子の心身の状況、又は家庭の状況に起因して、この出生の日以後に発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活の両立に支障となる事情の改善に資する事項を確認するための措置でございます。この3つの措置を規定をいたしております。

次に、第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対する3つの措置を号建てで規定をいたしております。

第1号では、仕事と育児との両立に資する制度、又は措置でございます。これを「育児期両立支援制度等」と定義をしております。

第2号では、この制度の請求等に関する対象職員の意向を確認するための措置でございます。

第3号では、3歳に満たない子の心身の状況、又は育児に関する家庭の状況に起因し発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活の両立に支障となり、事情の改善に資する事項を確認するための措置でございます。

第3項は任命権者の義務規定となります。

第1項第3号及び第2項第3号で、意向を確認した事項は配慮しなければならないということで配慮義務の規定でございます。

附則第1条で令和7年10月1日から施行。

第2条、経過措置として、第17条の2第2項、3歳未満の子の養育に関する措置については、施行前から講ずることができるとしております。以上で、議案第53号については説明を終わります。

それでは、議案第54号について説明をいたします。

議案第54号、提案理由のとおり、公職選挙法施行令の改正に準じて改正するものでございます。

選挙運動に関する公費負担が改正をされました。ビラ及びポスター製作に関し、それぞれ製作単価限度額が引き上げられたことに伴う一部改正となっております。

新旧対照表の1ページ第8条でございます。

見出しが、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続きということで、下線部分が改正箇所になっております。

現行の7円73銭から8円38銭に改定するものです。65銭8.4%増額ということになります。

ここで参考までに申し上げますと、この単価に、町長選では5000枚、町議会議員選挙では1600

枚を常時、それぞれビラ、公費の負担限度額は町長選では 4 万 1900 円、町議会議員選挙では 1 万 3408 円が限度額となります。

次に、第 11 条のポスターですね、ポスター、下線部分が改正箇所でございます。

現行の 541 円 31 銭から 586 円 88 銭に改定するものでございます。45 円 57 銭増額、率は先ほどと同様 8.4% でございます。

こちらも参考までに申し上げます。本町での改正によるポスター製作の公費負担限度額ですけれども、ポスター掲示箇所が 60 か所でございます。

ということから、改正単価にこの価格を乗じまして、定額 31 万 6250 円を加えた 35 万 1462 円が本町の場合限度額とポスター作成の限度額となりますので申し添えます。

附則第 1 条で公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

次に、議案第 55 号となります。

議案第 55 号、説明の前にですね、こちらの件につきましては、JR 九州バスの路線廃止に係る経緯を含めてお伝えをした後議案の説明をさせていただきたいと思っております。

これまでご説明をいたしておりますが、令和 7 年度予算をもって JR 九州バスへの補助金が終了することとしております。

理由としましては、平成 22 年に 50 万円だった補助金が現在 1000 万円を超えております。約 20 倍程度に増額という形になっております。財政的に厳しくなったことが最大の理由でございます。

JR 九州バスに対しましては、昨年中から補助金廃止の可能性があるということを事前にお伝えをしておりました。

また、本町が廃止した場合、費用按分している武雄市、嬉野市に対してもその旨をお伝えしました。以降の公共交通をどうするかということも併せて協議を行っておりました。

当初、JR 九州バス側は補助金廃止イコール路線廃止ではないということで協議をされておりましたが、結果的に補助金がなくなると運営は難しいということで一部廃止を判断されました。

九州運輸局に申請、5 月、同局から、彼杵駅から嬉野バスセンターまでの区間を廃止する旨の告示がなされたところでございます。

嬉野、武雄間の牛の岳線という路線も廃止をなされているところでございます。

JR 九州バスが廃止の方向に傾く中で、東彼杵町と嬉野市では相互の住民の足をどうするかということで並行して協議を行っておりました。

協議の結果、本町のデマンド交通を嬉野バスセンターまで、嬉野温泉バスセンターまで区域を、区間運行をですね、拡大するということに関しまして、7 月の嬉野市の地域公共交通会議で議決をいただきました。その議決を得て、本町の地域公共交通会議 8 月 7 日開催でございましたけれども、議決をいただいたことから、九州運輸局へ届け出をしました。10 月 1 日から嬉野市へのどこ茶バスの乗り入れが可能となっております。以上が経緯でございます。

それでは議案第 55 号について説明をさせていただきます。

今回の改正は、先ほど説明をさせていただきましたどこ茶バスの嬉野市乗り入れに関し新たな料金を規定するために改正するものでございます。

新旧対照表第 6 条、使用料をお願いいたします。

第 1 項で現在一律 1 回 200 円としている使用料を別表第 1 を設けまして、町内移動 200 円、嬉野

市との往来 600 円というものですございます。

こちらの新料金につきましては、東彼杵町地域公共交通会議の中で、長崎運輸支局長をメンバーとします運賃協議分科会という組織がまた別途設けておりまして、そこで協議を行っております。

その結果、現行の JR 九州バスの彼杵駅から嬉野温泉バスセンターまでの区間運賃 610 円を参考に、その近似値として丸めた数値 600 円を提案し、決定に至っております。

第 6 項をお願いいたします。使用料を半額にする規定となります。

本町のデマンド交通は、公共交通として町外の方も登録すれば利用できるようになっております。

第 1 号では、これまで 75 歳以上であれば一律半額としておりましたが、こちらに制限を設けまして、町内在住の 75 歳以上については半額をするとしております。

理由につきましては、町外在住者の年齢確認が容易にできず、窓口での手続きにも手間がかかること、さらに、利用が平日運行となっており、今後高齢者の利用が現在も多い中で、町外の方が頻繁に利用することが増えた場合には、町内利用者に不具合が生じるということが懸念されまして、町営バスの減免カードと同様に、町内在住者に限定しまして正規の運賃を徴することといたしております。

なお、子ども料金につきましては、一般の公共交通でも見た目判断ということで見てどうかということで判断がなされております。

特に年齢制限等を否定するわけではなく、見た目の判断ということでですね、小学生、中学生については判断をするということで考えております。説明については以上でございます。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

3 番、構浩光議員。

#### ○3 番（構浩光君）

議案第 55 号のデマンド交通の件について質問します。

嬉野との往来ですね、表記が往来となつてますが、これは往復と取るのか、1 回って取るのか、まずその 1 点と、それから 600 円の根拠、たぶん言われたかなと思うんですけど、再度お願いします。

それから、実際ですね、今 JR バスを使われている方がおられます。この告知方法ですね、もう 9 月いっぱいになくなるつちゅうことですので、早急に各地区にですよ、利用している方はどちらかといえば彼杵の方かなと思うんですけど、その告知方法をどのように考えておられるのか。よろしくお願いします。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

#### ○総務課長（高月淳一郎君）

往来とありますて、これは 1 回というのは往復ではなくて、往の段階で 1 回、戻る場合に 1 回と

ということになります。ですから、行って戻る場合は2回2回の通常の場合は1200円という形になります。

600円の根拠ですけれども、地域公共交通会議の中で、先ほど申し上げました運輸支局長さんも含めてですね、運賃協議会というのが、分科会を設けておりまして、その中で検討したわけですけれども、現在、嬉野バスセンターから彼杵駅までの運賃が610円だということで。

運賃はですね、小刻みに区切るということはもう考えておりませんで、なかなか料金徴収とかですね、そういう部分でなかなか難しいところがあるということで、75歳以上については半額ということで対応したいというふうに考えております。

告知方法なんですけれども、基本的にバスが廃止されるっていうのは、JR九州バスの方が主に役割を担うという話で進めておりますけれども、なかなかその告知方法がですね、JR九州バスさんが考えていることと、こちらがもっと手厚くバス停にそれぞれ貼るのかなということで、そういう話をされておりましたので考えておりましたが、そこまでなされておりませんでした。

まずですね、今月12日にはあります区長会でお話をいたします。そして、今月9月号の広報紙にですね、そういうことであるということで、JR九州バスが入る路線廃止されるということと、新たにデマンドバスが乗り入れるということを広報紙の方でお伝えして、あとはホームページとかですね、そういうことについては随時行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

議案第52号の、その中でですね、第20条の4の77時間30分、これ、先ほど10日間ということで私も把握したんですけど、実際的にですよ、対象者ですね、先ほどの、次の議案は3歳未満とかありましたけど、この対象者の年齢ですね、対象者となる年齢。

それから、これは、この分に使った部分は年休じゃないですよね。その2点をちょっとお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

お答えいたします。

対象の年齢は1歳までの子どもを養育する職員であります。1歳までですね。

2点目は、休業になりますので、年休ではなく休業ということです。

これは働き方改革の中ですね、そういう休暇が増えております。休暇も増えて休業も増えるということで、とにかくこういった休業制度を設けて、なおかつ取得するようにということで国の方からは通知が来ておりまして、積極的な育児休業等についてはですね、取得を推進しているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今までの実績がどのくらいあったのかお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

実績を申し上げます。男女含めて申し上げます。

令和4年度に4人、令和4年度に4人です。令和5年度に6人、令和6年度に1人で令和7年度中途ですけれども、出産した職員が1人取っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号東彼杵町デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 5 議案第 56 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 5、議案第 56 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 56 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例。提案理由としまして、指定の更新に係る手数料の改正のため、本案を提出するものです。詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願ひいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 56 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきまして内容をご説明いたします。

公共下水道及び集落排水の排水設備工事に係る指定業者の指定時の更新時に徴収する手数料につきまして、現行の 5000 円から 1 万円に引き上げるための改正になります。

指定の更新につきましては 5 年ごとに必要となっておりますけれども、その手続きにつきましては、新規指定と同様の関係書類等を提出していただいております。

その審査に要する事務量につきましても、新規の申請時と同じ事務量になることから、今回、そ

れにかかる手数料につきまして、新規更新時と同額の1万円に金額を改める内容となっております。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず第1条が、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例になります。手数料を規定いたしております第23条につきまして第1項第2号の指定業者の更新手数料5000円を1万円に改正いたします。

第2条につきましては、東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例になります。公共下水道と同様に手数料を規定いたしております第14条第1項第2号の指定業者の更新手数料5000円を1万円に改正いたします。

附則としまして公布の日から施行するということにいたしております。説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これから質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

まず、指定業者のですね、更新事業の事業者数がどのくらいあるのか。

それから、例えばですよ、年度途中で例えば今日更新をした場合、それから5年間になるのか、年度で締められるのか、その2点をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

まず指定業者ですけれども、現在48社が指定業者。

指定された年度からですね、年度ごとに5年間ということで更新していただいておりますので、各年度でそれぞれ更新をされる業者数というのが変わってきます。

本町の場合、上水道も含めて、設備工事におきましては指定業者制度を採用いたしておりますので、宅内の施設も含めて指定業者に補修等も含めて工事をしていただくということでありますので、更新につきましては。ちなみに令和5年度が13社、令和6年度は10社、それから今年度につきましては19社ということで、指定を受けられてから5年ごとに更新ということでお願いをいたしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

公布の日を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

本議案につきましてご承認をいただければ、準備が整い次第遅滞なく公布をいたしたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

それはわかるんですけど、予定としていつですかということを、やっぱり期日、やっぱり月初めとか、そういうことになると思うんですけど、それを教えてくださいってことです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この日付、先ほど水道課長が言いましたように、もうこの条例の仕方としては、公布の日から施行するということで、それそれで日程が決まった時は当然告示をしますので、そういう形でお願いいたします。水道課長の方が詳細を説明します。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

通常、議決をいただければですね、公告式条例で、町のホームページで告示をいたしますけれども、公布についての決裁がおり次第ということですので、そういうことで公布の日からということにいたしますけれども。

今月中にはですね、遅くとも公布をしたいと。事務処理は遅滞なく進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

2人の方が質問あったんですけども、事務負担については、今年特別増えたわけではなく、去年も一昨年も当然新規更新、同じような事務手続きをされていたと思うんですが、今議会、今回5000円が1万円というのは倍額になるんですが、今回された理由、なんで今回なのか、去年じゃなかつたのか、来年じゃないのか。

それと、今回するので近隣の市町の状況が一斉にするのということで判断されたのか。隣の町、隣の市は同額ですよ。若しくは、差額がありますよ。そういうところがわかれればご説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

上水道も含めて下水道事業もですね、公営企業として運営をいたしております。常に経営の効率化っていうのはですね、職員にも共通認識を持って取り組んでいただいております。

その中で上水道につきましては、新規更新1万円をですね、徴収をいたしております。

今回、下水道並びに集落排水につきましては新規が1万、更新が5000円ということで、中身を精査したところ、事務については新規も更新もほぼ同じ事務量が必要ということで、今回見直しをするべきだろうという判断に至りまして、直近の議会にお願いをしたということでございます。

この手数料につきましては各市町それぞれだと思いますけれども、この判断につきましては本町の中で必要な改正、改定については議会にお願いして改めていくというふうなことでお願いをいたしております。その他市町の流れを見てということではございません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第56号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第7 議案第58号 財産の譲与について

○議長（浪瀬真吾君）

日程6、議案第57号東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例、日程第7、議案第58号財産の譲与について、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第57号東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

提案理由としまして、施設を瀬戸郷自治会へ譲与し、公民館活動への利活用を図るため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第58号財産の譲与について

提案の理由としまして、施設を瀬戸郷自治会へ譲与するため、本案を提出するものでございます。

それぞれの詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第57号、東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして、町長に代わり説明を加えます。

今回の廃止条例は、昨年12月6日の全員協議会の折にご説明申し上げておりましたとおり、東部地区コミュニティセンターにつきまして瀬戸郷自治会との土地使用貸借契約が令和7年11月30日で終了することに伴い、当該施設を令和7年12月1日付けで瀬戸郷自治会へ譲与し、同日付けで東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

提案の理由にもありますとおり、今後は瀬戸郷自治会が公民館活動への利活用を図る予定となつております。

続きまして、議案第58号財産の譲与につきまして説明を加えます。

議案第57号と関連しておりますが、本財産につきまして瀬戸郷自治会と協議し、東部地区コミュニティセンターの用途について、公民館活動と町からの要請があった場合には避難所とすることを申し合せた上で無償譲渡、すなわち財産の譲渡についての仮契約を令和7年8月18日付で締結をしております。

本契約とするための条項として、地方自治法第96条第1項第6号に定める議会の議決を必要としておりますので、今回議案を上程させていただいております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今回ですよ、譲渡はいいのかなと思うんですけど、まずこれ自体ですよ、東部コミセンが地元からの要望があったのかどうか。

それと、先ほど課長の方でここは避難所として、たぶん職員が、職員を派遣して滞在したかと思うんですけど、今後はもうそこは避難所として地区の方でされるのかですね。その2点をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

瀬戸郷からの要望ということでございますが、令和7年6月6日付で町有財産の譲与についての依頼文書が提出されております。

避難所としての運営方法につきましては、今後協議していくものと思われます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

避難所についてはですよ、もう瀬戸地区に任せていいんじゃないでしょうか。町長、どう思われますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、河川の氾濫で一番危ないのが八反田と東宿なんですね。その辺も避難所として、今度は瀬戸の方にお願いをしたい。特に八反田なんかもすぐ溢れるような形態で、平成30年ぐらいでしたかね、非常に危ない状況でしたので。

と申しますのは、千綿地区は毎回申しますように上の方に土地があって、ずっと段々になってましてですね、水がすぐ流れてしまう状況で、本当に安全なんですよ。

ただ、彼杵地区が危ないのが、いつも申しますように崖の付近に家がある。土砂崩れ。そういうことで、やっぱりそういう総合避難所として今後検討させていただきたいということで、集まりやすいし元々健康施設というか、そういう施設で県からのあれを指定受けて作ったもので土地を借りたままだったもんですからですね。

今度のちょうど更新時期で、そういうことで瀬戸からも申し入れがあったし、今度は瀬戸も今の昔の公民館もだいぶ古くなっていますね、そっちの方、こっちが駄目ならもう向こうもまた改修されなくちゃいけないもんですから、今のコミュニティセンターでやっていただきたいということで、そういう避難所も近いもんですから、もう千綿宿も、八反田もですね。そういうことで検討しております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案第 58 号について、今度は町も完全に譲渡されることは私は良いことだと思っておりますけども、これを今後、町として、避難所として活用されていくわけですよね。これも結構だと思います。

避難所と活用していくということであればですよ、今後、この施設がですね、老朽化していく。そうすると修繕もしていかなきやいけない。そういった場合に、その修繕費用が完全に瀬戸郷の自治会の費用 100% であるのか。あるいは避難所として活用していくですから、町として何らかの補助も必要ではないのかな、やっぱ安全性ということから。その辺、町長の見解をお伺いしたいと思いますけど。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、どこの地区もそうなんですけども、公民館の改修に 10 年ですかね、一回したら。10 年でできるような方式で、これはやらせていただきたい。

ただ、他の設備につきましても町として避難所ですので、もう将来的にはですよ、今の千綿の改善センターも指定をしておりますけど、非常に古くなっていますね、雨漏りもし始めて、千綿支所もありますけれど。議員の皆さんに意見をお伺いしなければいけないんですけども、本当に建物がいっぱいあるのは、やっぱり集約すべきだと私は考えておりますので、その辺も含めて瀬戸がちょうど避難所の中核になるんじゃないかなと考えておりますので、そういう考えです。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

この施設はたぶん築後 22、23 年になると思うんですけど、その当時 4000 万弱、3700 万、3800 万でできたんじゃないかなと思うんですけど、現在の残存評価額というのはどのぐらいになっていますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

昨年度 10 月に不動産会社による不動産価格査定を受けております。

その時点での 10 月 6 日付の報告書の時点ですけども 429 万 9000 円の残存価格となっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 57、議案第 58 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号、議案第 58 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号東彼杵町東部地区コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号財産の譲与については、原案のとおり可決されました。

## 日程第 8 議案第 59 号 財産の処分及び取得について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 8、議案第 59 号財産の処分及び取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 59 号財産の処分及び取得について

提案の理由といたしまして、西九州新幹線鉄道建設工事に伴い、道水路の付替えが生じたため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、建設課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

議案第 59 号につきまして、町長に代わりまして説明をいたします。

本議案はですね、西九州新幹線鉄道建設工事に伴いまして、東彼杵町内において地上に建設をされた橋脚等によりですね、付け替えを余儀なくされた里道また、水路等について寄附及び譲与が発生しておりますので、提案提出をさせていただいております。

まず、寄附とはですね、鉄道運輸機構において用地買収をされた土地内に付け替えの里道及び水路を新たに建設された土地及び今後公共用としてですね、利用が見込まれる土地を東彼杵町へ寄附されることとなります。

また、譲与とはですね、橋脚等建設により、付け替えを余儀なくされた里道水路部分を鉄道用地として譲与する形となります。

それでは資料の方をご覧ください。

東彼杵町内において、地上に新幹線の施設が建設された箇所はですね、航空写真を3枚載せております。

左上になりますけども、こちらが坂本地区と菅無田地区、右上の方がですね、八反田地区と瀬戸地区、左下が平似田地区、木場地区、一つ石地区となっております。

その部分において寄附及び譲与が発生した箇所を赤丸の斜線で表示をさせていただいております。

寄附譲与の筆数につきましては、面積ですね、右下の方に記載をさせていただいております。

なおですね、西九州新幹線鉄道工事に伴う町道とかの原形復旧改修のですね、付帯工事につきましても、今年度で終了するように聞いております。説明は以上で終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今回の財産処分で取得された土地ですね、今後どのような活用をされるのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

しばらく建設工事のですね、土捨て場というか、そこをまた計画をしているところでございます。詳細については、建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

里道水路の付替えに伴う譲与と寄附となりますけども、里道につきましては、既存の幅員が1m程度の里道があったものがそこにですね、入りやすく土地の方に入りやすくなるように鉄道運輸機構の方で2m50から3m程度の道路を入れさせていただいている部分で大きくなる、寄附面積が大きくなるというところと、あと写真の資料の方で見ていただくとわかるんですけども、坂本地区のですね、今、5秒の桜という部分がございますけど、そこの下側になります。テラス面積として結構な面積があるんですけども、そちらは鉄道運輸機構の方が作業ヤードとして使用されてた広い土地がございます。そこの部分を将来建設の方でですね、仮置き、残土の仮置きとかに使用できるよ

うなテラスがございますので、そちらの方を寄附で頂いていることとなります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第59号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号財産の処分及び取得については、原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第60号 令和7年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第9、議案第60号令和7年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第60号令和7年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6143万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6806万6000円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、臨時交付金事業や保育機能確保・強化のための委託料など6661万円、西部線（2）測量設計業務委託料や道路改良工事など5586万9000円。

歳入の主なものは、国・県支出金2170万1000円、繰越金8166万3000円などでございます。

また、今回の補正の中でございますが、NHKの受信料を計上いたしておりますが、これはすぐすぐねんねんのふれあいルームに設置していますテレビ1台と、公用車のカーナビ5台分が未契約でありましたので、NHKと協議し、未契約分は7月に契約をいたしました。契約後の受信料を含め72万7000円を計上いたしております。テレビ1台は調査漏れでありましたが、カーナビにつきまし

ては、認識不足で調査対象としておらず、補正予算として追加計上いたしましたことは誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして議案第 60 号についてご説明いたします。

それでは、17 ページをご覧ください。3 番の歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費 1 節報酬は議会広報編集特別委員会を常任委員会とするために委員長及び議員報酬の増減を行っております。11 節役務費は、議員皆様がお使いのタブレット端末につきまして、故障や盗難に対応するためのあんしん補償を追加するための費用を計上しております。

続きまして 18 ページになります。

2 款 1 項 1 目 一般管理費 2 節給料から 8 節旅費につきましては、防災交通係及び総務係の代替職員として雇用しております会計年度任用職員の給料等が不足するために合計で 124 万 4000 円計上しております。また、3 節職員手当等におきまして大阪関西万博に関する業務に要する時間外勤務手当が不足するため、28 万 9000 円を計上しております。

その下、13 節使用料及び賃借料は、先ほど町長から説明がありました公用車 2 台分の NHK 受信料 23 万 5000 円を計上しております。

5 目財産管理費 12 節委託料は、瀬戸郷の海軍揚水地跡の樹木が倒木により国道の通行に支障をきたす恐れがあることから、伐採費用 71 万 4000 円を計上しております。13 節使用料及び賃借料は、公用車 1 台分の NHK 受信料 7 万 2000 円を計上しています。

6 目財政調整基金費 24 節積立金は、財政調整基金及び減債基金の利子加蓄費用として合わせて 28 万 3000 円を計上しました。

8 目交通安全対策費 14 節工事請負費は、カーブミラー設置につきまして、地元要望箇所を精査した結果、地域の交通安全上、カーブミラー設置の必要があると判断しまして、不足分の 180 万円を計上しております。

19 ページの 12 目公共交通事業費 12 節委託料は、3 つの業務委託料に合計で 191 万 8000 円を計上しております。

バス停パネル製作施工業務委託料は、令和 7 年 3 月末で廃止となりました町営バスの山間部路線及び 9 月末で廃止となります JR 九州バス嬉野線の一部区間のうち、デマンド交通「どこっ茶バス」で引き続き利用する 33 か所のバス停につきまして、表示板の入れ替え費用を計上しております。

バス停撤去業務委託料は先ほど申しましたバス路線につきまして、「どこっ茶バス」が停車しない 30 か所のバス停撤去に要する費用を計上しております。

デマンド交通運行業務追加委託料は、「どこっ茶バス」で運行しております 2 台の 2 車両につきまして、当初、白ナンバーでの運行を想定しておりましたが、道路運送法上緑ナンバーで運行するべきものであったため、緑ナンバーへと変更しております。それに伴い任意保険の保険料が変更となり、その差額分を追加委託料として計上しております。

20 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目税務総務費 2 節給料から 4 節共済費までは人事異動に伴う給料等の不足額を計上しております。

以降、人事異動に伴う予算の増減につきましては、説明を省略させていただきます。

13 節使用料及び賃借料は、公用車 1 台分の NHK 受信料 15 万円を計上しております。

飛びまして 23 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 12 節委託料は町社会福祉協議会へ委託しております配食事業委託料において 65 歳未満の利用者が 1 名から 4 名へ増加したことにより、49 万 3000 円を追加しております。24 節積立金は、地域福祉基金利子加蓄費用として 5 万 9000 円追加しております。

続きまして、3 款 1 項 3 目障害福祉費 22 節償還金利子及び割引料は、障害者医療費負担金など国・県の負担金につきまして、前年度の事業実績による精算を行い、返還の必要なものを合計して 932 万 2000 円を計上しております。

24 ページをお願いします。

3 款 1 項 5 目国民年金事務費 12 節委託料は、令和 7 年度税制改正に対応するための国民年金システムの改修業務委託料 16 万 2000 円を計上しております。なお、事業費につきましては全額国庫負担となっております。

その下、7 目低所得世帯支援・不足額給付 19 節扶助費の不足額給付は、令和 6 年に実施されました定額減税につきましては、令和 5 年所得等を基に令和 6 年の所得等を推計し、定額減税しきれないと見込まれた方に調整給付金が支給されていますが、令和 6 年分の所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と、支給された調整給付額との間で差額が生じた方に対し、その差額を給付するもので、1750 万円を計上しております。

25 ページをお願いします。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 3 節職員手当等、4 節共済費は、子育て支援係の代替職員として雇用しております会計年度任用職員の期末・勤勉手当等が不足するために合計で 149 万 6000 円を計上しております。12 節委託料は、地域子育て支援拠点事業は乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリーサポートセンター事業を新たに開始するための費用及び従来事業において令和 7 年度基準額が当初予算要望時より上昇したことによる差額分と合わせて 699 万円を追加計上しております。

なお、ファミリーサポートセンター事業につきましては、国、県、町が 3 分の 1 ずつ負担することとなっております。22 節償還金利子及び割引料は、長崎県福祉医療費補助金につきまして前年度実績による精算を行い、返還が必要となる額を計上しております。

続きまして、3 款 2 項 2 目児童運営費 12 節委託料、過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業委託料 500 万円は、認定こども園における取組を支援し、具体的な取組内容や運営上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデル事業で、本町では、放課後の居場所づくりなど小学生の子どもを対象とした取組に対して支援を行います。なお、本事業につきましては、事業費の 4 分の 3 が国庫補助となります。18 節負担金補助及び交付金は、放課後児童クラブ等性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金として、児童クラブが購入する防犯カメラに対する補助金 10

万円を計上しております。なお、事業費の 2 分の 1 が国庫補助となっております。22 節償還金利子及び割引料は、施設型給付費等事業費補助金など、国・県の補助金や交付金などについて前年度実績による精算を行い、返還の必要なものについて 25 ページから 26 ページにかけ合計で 2290 万 2000 円を計上しております。

3 款 2 項 4 目児童福祉施設費 10 節需用費及び 12 節委託料は、旧泉屋会館跡地の子育て複合施設の電気料金やエレベーターなどの施設修繕費用やエレベーターの点検業務委託料を合計で 327 万 1000 円計上しております。13 節使用料及び賃借料は、すくすくねんねのふれあいルームに設置しておりますテレビの NHK 受信料 19 万 8000 円を計上しております。

3 款 2 項 5 目児童手当費 12 節委託料は、児童手当改正に伴うシステム改修に要する費用 23 万 1000 円を計上しております。なお、事業費は全額国庫負担となります。

飛びまして、29 ページをお願いします。

6 款 3 項 2 目漁港管理費 14 節工事請負費は、東彼杵漁港里地区において地球温暖化の影響と思われる海面上昇による浸水被害が今年度すでに 4 回発生しており、その対策工事費として 80 万円を計上しております。

30 ページをお願いします。

7 款 1 項 1 目商工総務費 13 節使用料及び賃借料は、公用車 1 台分の NHK 受信料 7 万 2000 円を計上しております。

2 目商工振興費 14 節工事請負費は、今年度より開始しております陸上養殖プロジェクトにつきまして、千綿女子農学園跡地での水源確保のための工事費用 583 万 5000 円を計上しております。

3 目観光費 12 節委託料及び 17 節備品購入費は、地域に潜む魅力的な地域資源を音声メディアなどを活用して顕在化させ、地域を楽しむコンテンツを開発するための業務委託料と、レコーダーなどの備品購入費合わせて 284 万 7000 円を計上しております。18 節負担金補助及び交付金は、現在、東彼杵町観光協会を事業主体として実施しておりますコミュニティーツーリズム開発事業において、マリンアクティビティの商品造成に係る事業費 40 万円を追加しております。

なお、今回計上しております 12 節から 18 節の事業につきましては、県の「みんなで磨く！観光まちづくり推進事業補助金」を活用予定であり、補助率は 2 分の 1 でございます。

続きまして、32 ページをお願いします。

8 款 2 項 1 目道路橋梁総務費 12 節委託料の道路台帳整備委託料は、中岳幹線など町道を変更し告示したものにつきまして、道路台帳を整備するため 150 万円を追加いたしました。

2 目道路橋梁維持・新設改良費の 12 節委託料は、西部線（2）の測量設計業務委託料と、蔵本 4 号線改良工事委託料合わせて 2570 万円を計上しております。

西部線（2）につきましては業務委託料を再計上するものであり、蔵本 4 号線につきましては、現在民間での宅地開発が進んでおります蔵本郷のコンビニエンスストア裏付近におきまして、開発事業者より道路用地の提供と、道路改良計画が提示されました。町としましても、宅地増加に伴う交通量の増加が見込まれることから、宅地開発と並行しての道路改良工事が必要と判断したものであり、今回は現場管理等を考慮しまして、宅地開発事業者に施工を委託することとし、委託料に計上するものであります。14 節工事請負費は、当初予定しておりませんでした宿 3 号線改良工事と蔵本 1 号線側溝改良工事の施工が必要となつたこと及び予定していた町単独工事において、人件費や

諸経費の上昇により、予算が不足するために 1950 万円を追加しております。

飛びまして、34 ページをお願いします。

8 款 6 項 1 目住宅管理費 10 節需用費は、蔵本 B 団地の 1 室の修繕費用として 312 万 8000 円を追加しております。14 節工事請負費は 蔵本 A 団地 2 棟分の解体工事費用 163 万円を追加しております。これにより、蔵本 A 団地は全ての建物の解体が完了することとなります。

35 ページをお願いいたします。

8 款 7 項 1 目涉外費 24 節積立金の 141 万円は 令和 6 年度に大野原演習場周辺整備基金への積立が漏れておりましたので、今回計上したものであります。大変申し訳ございませんでした。

飛びまして、37 ページをお願いします。

9 款 1 項 5 目災害対策費 11 節役務費及び 17 節備品購入費は、先ほどありましたように、災害避難場所として指定しております東部地区コミュニティーセンターに設置いたしますポータブル型の Wi-Fi 機器 3 台分の購入費 25 万円と、3 か月分の利用料金 5 万 3000 円を計上しております。12 節委託料は、全国瞬時警報システムいわゆる J アラートの更新に係る業務委託料 550 万円を計上しております。

J アラートにつきましては、平成 29 年度の機器設置以降 7 年以上が経過しており、昨年度は機器の故障により短時間ではありましたが受信できない状態が発生しております。6 月に入りまして消防庁から新しい受信機の販売が開始された旨の案内がありました。今年度の業務着手であれば、今年度で終了予定である緊急自然災害防止対策事業債の対象となることから、今回予算計上しております。

38 ページをお願いします。

10 款 1 項 3 目 1 節報酬第三者委員会費は追加ヒアリング 1 回分、報告書とりまとめ 5 回分の計 6 回分の 168 万円を計上しております。

39 ページをお願いします。

10 款 3 項 1 目学校管理費の 12 節委託料ですが、東彼杵中学校内部改修については令和 4 年度に設計が完了し、財政負担の平準化を図るために年次計画を立て実施しておりますが、令和 7 年度から県の積算基準が変更されたことにより現状に沿わない設計となっていることと、近年の物価上昇により単価・工法の見直しが必要となったため、改修工事設計書照査業務委託料として 110 万円を計上しております。

14 節工事請負費は、3 件で合計 942 万 6000 円を計上しております。

東彼杵中学校トイレ改修工事につきましては、現在施工中でありますが、騒音による授業への影響や、生徒教職員のトイレ利用等、学校運営に配慮し、工程を組みなおした結果、現契約工期での竣工が不可能となり、契約工期を 3 か月間延長することとなりました。建築工事におきましては、諸経費の計算に工期が関係しますので、工期が延長されたことにより諸経費の増額分及び当初予見できなかった追加工事による不足額分を計上しております。

スクールバス駐車場拡張工事は、東彼杵中学校グラウンドの舗装部をスクールバス駐車場として利用予定ですが、中学校 5 台、小学校 4 台の計 9 台を駐車するには狭く、生徒の乗降時の安全を確保するために約 120 m<sup>2</sup> の拡張を行うための工事費を計上しております。

ひかり電話導入工事は、東彼杵中学校の電話機全てにおいて、通話中に会話が途切れるなどの不

具合が頻発しており、また、現在利用している NTT の ISDN 回線サービスが令和 10 年で終了することから、電話機の交換と合わせまして光回線へと変更するための工事費を計上しております。

40 ページをお願いします。

10 款 5 項 2 目教育センター費 10 節需用費は、大会議室音響設備ミキサー取替修繕のため、37 万 8000 円を計上しております。

41 ページをお願いします。

10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費 10 節需用費は、合計で 254 万 9000 円追加しております。

施設修繕費につきましては、上半期だけで調理室の天井壁面修繕や床面塗装修繕などにより、当初予算計上額を執行してしまう予定であり、下半期での不測の事態に備えるために、50 万円を計上しております。

主材購入費につきましては、精米費の価格上昇を前年比 5% と見込んでおりましたが、今年度の契約単価が前年度比 93.2% 上昇していることから、今後の見込みを含め、不足分の 186 万 1000 円を計上しております。

副食食材費につきましては、災害時の非常食及び、学校給食で非常事態が発生した場合の代替食として備蓄しております「救給カレー」が、来年 3 月末で賞味期限を迎えることから、9 月の防災週間における防災体験食として、給食メニューとして取り入れ、消費してしまう計画であります。そのため、新たに 560 食分を購入する費用として 18 万 8000 円を計上しております。歳出につきましては以上となります。

次は 8 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。

12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正予算の財源としまして、14 万 6000 円を交付税から追加しました。

9 ページをお願いします。

16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として国から交付されるもので、1085 万 3000 円を追加しております。635 万 5000 円を給食費無償化、449 万 8000 円を不足額給付の財源としております。

その下、2 目民生費国庫補助金、児童福祉費補助金は、ファミリーサポートセンター事業は、国・県・町が 3 分の 1 ずつ負担することとなっておりますので、事業費の 3 分の 1 である 216 万 6000 円を子ども・子育て支援事業交付金として追加しています。

なお、同額を 11 ページの 17 款 2 項 2 目にも計上しております。その他に、児童クラブが購入いたします防犯カメラに対する事業費の 2 分の 1 の 5 万円、児童手当改正に伴うシステム改修に要する費用の全額 23 万 1000 円、合わせて目全体で 244 万 7000 円を追加しております。

その下、3 目衛生費国庫補助金は、健康管理システム改修業務が国庫補助の対象となることから財源更正を行い、合わせて 70 万円追加しております。

10 ページお願いします。

16 款 3 項 2 目民生費委託金は国民年金システムの改修に要する費用全額の 16 万 2000 円を追加しております。

11 ページをお願いします。

17 款 2 項 2 目民生費県補助金は 4 分の 3 補助であります過疎地域における保育機能確保・強化

のためのモデル事業分と、先ほど申し上げましたファミリーサポートセンター事業分の県負担分合わせて 591 万 6000 円を計上しております。

その下、5 目商工費県補助金は、みんなで磨く！観光まちづくり推進事業の県負担分として 162 万 3000 円を計上しました。

12 ページをお願いします。

18 款 1 項 2 目利子及び配当金は、金利上昇に伴い 4 つの基金の利子を見込みにより合わせて 35 万 2000 円追加しております。

13 ページをお願いします

20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、学校給食の主材購入費の財源として 186 万 1000 円追加いたしました。

5 目教育文化施設整備基金繰入金は、東彼杵中学校の改修工事設計照査業務、スクールバス駐車場拡張工事、ひかり電話導入工事の財源として 452 万 6000 円を追加しています。

10 目、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金は、給食費無償化に係る財源を更生し 635 万 5000 円を減額しております。

14 ページをお願いします。

21 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の財源としまして 8166 万 3000 円を繰越金から追加しております。

飛びまして、16 ページをお願いします。

23 款 1 項 3 目農林水産業債の 3 節緊急自然災害防止対策事業債は、東彼杵漁港里地区の浸水対策工事の財源として 80 万円を起債収入としています。

その下、5 目土木債の 3 節過疎対策事業債は、西部線（2）の測量業務、蔵本 4 号線他の道路改良事業などの財源として 4520 万円を起債収入としております。

その下、6 目消防債の 1 節緊急防災・減災事業債は J アラート更新業務の財源として 550 万円を起債収入としております。

その下、7 目教育債の 1 節 過疎対策事業債は、東彼杵中学校トイレ改修工事の財源として 600 万円を起債収入としております。歳入につきましては以上になります。

戻っていただきいて、4 ページをお願いします。

第 2 表債務負担行為補正です。広告宣伝料につきまして令和 8 年度までの事業ということで債務負担をお願いするものです。なお、今年度の予算計上はございません。

5 ページになります。

第 3 表地方債補正です。こちらの 4 事業について、限度額等の補正を行っています。

戻っていただきまして、1 ページから 3 ページの第 1 表、それから 6 ページ 7 ページの事項別明細書、42 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 47 分）

## 再 開（午前 10 時 59 分）

### ○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。3番、構浩光議員。

### ○3番（構浩光君）

26ページをお願いします。議員の分は27ページをお願いします。

3款2項4目ですね、児童福祉施設費の中で12の委託料でエレベーター点検業務委託追加が上がっておりますが、これ自体の質問じゃなくてですね、今、にこにこの学童がですよ、公民館の方で待避しているということで聞いていますが、実際、なぜまだ移転ができないのか。いつ頃、今のですよ、泉屋さんの方にいけるのかわかれば教えてもらいたいです。まだ長くかかるものかどうかですね。ちょっと学童の方の保護者からちょっと聞かれたもんですから、よろしくお願いします。

### ○議長（浪瀬真吾君）

町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

実は、当初の計画がその商業施設の関係で早めにもう解体をしてしまうということで、こっちが急いでいたんですけども、今のところまだちょっと遅れる状況で、使えるところは使って、そのうちにまだ改修の時間がかかるようになりますので。詳細については、こども健康課長に説明をさせますけども、そういう状況ですね、本来はもうそういう作業に入らんといかんやったんですけど、そっちが遅れるもので、あるものを使って。この前、大雨で漏水、漏電があったりして、危なかつたからあそこはもう潰して、空いてるところに移ってもらって、もう2段階でいきますけども、今調査しておりますように、エレベーター等もお願いをしておりますので、今後の展開についてこども健康課長に説明させます。こども健康課長。

### ○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

### ○こども健康課長（氏福達也君）

エレベーターの点検に関してはですね、すみません、昨年度の予算で予算計上をさせてもらって繰越しをしている予算の中に、本来はですね、このエレベーターの点検に関しては入れておかないとけなかつたんですけども、これは計上漏れをしておりまして、これ、令和7年度になってからの業者等の打ち合わせをする中で、法定点検が必要、その分の点検がですね、漏れていたというのがわかったので、今回計上させていただいております。

泉屋会館の現状なんですけれども、建築確認申請のですね、受理までにですね、事前協議がかなり何回も二転三転いたしまして、8月になってからようやく建築確認申請の申請を出せた状態です。それまでが事前協議が何回も続いてた状態ですね。

それともう一つが、その建築確認申請の受理をしていただく前にですね、泉屋さん時代に作られていた、例えば旧建物との渡り廊下でありますとか、あと非常階段に風防をですね、なんていうんですかね、波トタンで、樹脂製の波トタンがあります。ポリカーボネートですね、ポリカーボネート製の波トタンを風防のために付けられていたんですけども、どちらも建築確認申請上よくない

と。結局、その建物自体の建築確認、建築基準法適用上違法状態のものは建築確認申請の用途変更としても受け付けられないというのが7月になってから県の方から指摘がございまして、その関係で渡り廊下の撤去でありますとか、先ほど言いました波トタンの撤去でありますとか、そういうものを改めて行いました。その点、そういう適用工事を済ませて、ようやく建築確認申請の受理をしていただいたという形になっております。

既に8月末の段階で、建築確認申請の方は、確認済証がようやくおりました。

今からのスケジュールなんんですけど、建築確認申請の用途変更に必要な消防設備の改修を一部指摘がある、指示をされております。

それともう一つが、4階5階の建物、4階5階を利用しないという条件で用途変更をしておりますので、その段階で使わない階層への侵入をできないような壁を作る、そのような、一部適用工事が必要になっておりますので、今からそれを行います。

なので、その建築工事と消防設備の工事が一部必要になりますので、その分を行って、ようやく学童の方を入れられる状態になります。目途としては9月末ぐらいにその適用工事の最終的な確認を行っていただければ、10月から移転の準備に入るんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

関連でお尋ねします。今、泉屋の鉄筋が何十年か前に建築申請してその後許可が下りた後に、泉屋さんがひっつけたということで認識していいんですか。それが違法建築に当たるんではないかということですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

当初の建築確認申請と違う形のものが現在あるので、その分を是正しなさいということです。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

親和銀行の購入の時に、子どもを持ってきた時に、さあ来た時に、いや子どもが来た場合は、耐震構造で駄目だよ。あの用途が二転三転して今落ち着きました。泉屋を買収する時にそこら辺はわからなかつたのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それがわからなくてですね、最初言いましたように、商業施設を優先したかったために、とにかく

く早く解体をして、子どもを移さなくちゃいけない。

元々の計画は子どもセンターみたいな、また他の場所に新築をする計画でしたので、泉屋さんが駄目だったらですね。

そういう計画もまた二転三転しまして、資材費高騰とか、人件費も上がって、そっちの方がまだ安いだろと私が判断しましてそういう形にしましたので、そういうことが全くわかりませんでした。申し訳なかったと思ってます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

委員会付託になると思いますので、町長にちょっと一、二点お尋ねしたいと思います。

今回この補正で予算総額がある、そこに書いてあります67億6800万になりましたですね。

そして一番下に書いてありますように、町債、ここに、町債が5706万円使うと、その町債をですね。そうしますと、予算総額が67億円プラス繰越し12億円ありましたから、79億円の今までないような1年間の予算総額になります。また、借金の町債ですね、これも1ページに書いてありますように、これで7億3400万円なるわけですよ。

それと、前年からの繰越しの借金9億2700万加えますとですね、16億、79億のうち16億6000万が借金による予算になったわけですよ。

これ、私ちょっとこれまでこういうような財政運営は見たことがないんですけど、果たしてこれ、たぶん今度口木田道路なんかするとまた3億円ぐらいの借金をせんばいかん。解体もしなくちゃならない。

そういうことで、また来年も同じぐらいの規模の借金が想定されるんですが、果たしてこういった財政運営でいいのかどうかちょっと町長の意見を。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう借金が増えた、増えたという意見が一番多いんですが、年間8億ぐらいの返済で半分はですね、そういう交付税措置とか色々な裏打ちがあるんですよ。

河川の浚渫債なんかも70、過疎債はですよ、70の裏打ちがございまして、交付税返還の時ですね。

だから今、借金借金とおっしゃるけど、半分ぐらいはですね、交付税措置があるんですよ。今までなかつたらそういうことがちょっと無理な状況になりますけれども、本当に、過疎もいつまであるかわからないけど、過疎をやっぱり有効に使う。合併特例債だって、充当率が95の70なんですよ。過疎対策事業債は100の70ですので、この有利な起債を使わせていただいて、今のうちに町に大きな事業展開をしたいと私は思っておりますので。

皆さん、借金借金がおっしゃるけど、うちは今そういうことで本当に裏打ちというか、交付税なども見つけながらしてますのですね。

それは、借金をしてもう事業をするとおっしゃればもうしないでもいいです。

ただしかし、それでは職員も一生懸命して、例えば職員がですよ、何も仕事をしなくてもいいな

ら、給料だけもらってそのままするのが一番それは楽なんですよ。楽ですけどもなんとか町民の皆さんのために開発をしていかなくちゃいけないということで私はそういう方針でやっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

そうおっしゃいますけど、やはりですね、過疎債にしろ辺地債にしろ、まずは借金を、事業費のほぼ全額を借金をしなければならないんですよね、とりあえず。そして、その後3年後とか5年後はずっと返していくわけですけども、私はあまりにもですね、この79億という予算規模、ちょっと大きいなと思います。

そして、年間の公債費が16億。16億にも上るということですね、今までちょっと経験がないもんですから、ちょっと町長のお考えを聞いたわけでございます。

2点目です。32ページを見てください。

そこに今回その口木田と蔵本4号線の委託、道路、町道の委託設計が載っておりますけど、これまさにですね、今回のその借金といいますか、そういうのを町の今後をですね、象徴したような箇所の事業じゃないかと思うんですよ。

町長は、昨日の一般質問の答弁で、2040年、今から15年後ですね、東彼杵町の人口はもう5000人を切るだろうということをおっしゃいました。たぶんこれそうなると思います。そうなると思います。

ところがですね、そういった中でも、町の中でも増えているという。人口が増えるところがあるんですよ。それが一番典型なのが、住宅が、蔵本ですよ。増えてるんですよ。

町長はよく、今からは人口が減る中で、相対の人口が減る中で増えるところがあるからそういうところに集中してお金を使うんだと、まさにコンパクトシティのお考えを常日頃おっしゃってます。

ですから、この2つの事業、例えば今回復活しましたこの口木田の町道。これ先ほどの町長の10年、15年後に5000人を切った。たぶん今、今で4軒ですよ、今4軒。それに墓参りをする人が20人もいらっしゃるかな、10軒、10軒ぐらいだと思いますよ。

そういう方々ですよ、15年後20年後、この3億円を投じた、投じるであろう口木田のですね、町道を15年後20年後、何人使われると思います。私はほぼゼロじゃないかと思うんですよ、15年後20年後。

ところで、かたやこの蔵本4号線、今でも住宅ができています。今後工業団地ができます。そしたらもう格好のう回路になるんですよ。当然こういうのは15年後も20年後も利用は多いです。ですから、これをもう絶対しなければならない工事なんですよ。

だから、そこら辺のね、15年後20年後を見据えて、ここは費用頻度が増える。ここはもう15年後20年後は誰も使わんじゃないかというような、やはりメリハリをつけてですね、やはり事業の選定を私はされるべきじゃないかと思いますよ。

やはり、コンパクトシティというのは、ある程度のところに町の中心部にですね、インフラ整備を整えるつちゅうことですから。これ財産、お金がたくさんあったらそれどこで、どこの箇所もできますけどね。お金が限られているんですから、やはりそのお金は、やはりコンパクトシティなら

やはりこれから使用頻度が増え、利用頻度が増えるであろう町の中心部に投入する。私はそれはもう大いに賛成ですよ。

ところがこういうね、先ほども何回も言いますけど、15年後20年後に果たして何人が利用されるような町道をですよ、現在造って、これたぶん造るのに仮に今回予算がこれが認可されて、来年、今年か来年から設計をします。工事は再来年になると思うんですよ、再来年。工事の着工は早くですよ、早く。そしたらもう今でもこの4、5年のうちに何軒かなくなるような格好の地域ですよ、果たして。もうこれ完成するのはたぶん5年後ですよ、5年後先になると思います、この3億円掛けた町道になったら。果たしてそれやったら5年後やったらもう利用をされるのは10名ぐらいしかないんじゃないかなと、この4軒の方でも。

そういうところで果たしてこういう道路を造っていいのかなと思う。甚だ疑問なんですけど、2つちょっとまた、町長の意見を。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう意見もございますけど、私は構想としまして、とにかく第3種踏切なんですね、今の旭生コンの前。宮崎で事故、死亡事故もありました。そういうことも考えて道を通して。実はその問い合わせもあってるんですよ、海が見える所に家を建てたい。実際には、台湾にいらっしゃる方も土地を買われて、ちょっと個人情報ですけども。そういうことも増えて。

私の、今問い合わせがっているのは、海の所で店をしたいとかですよ、そういうのも、今大村でされている方ですけれど、海が見える所がどこかあれば、こっちで開いてみたいと思うことで。

私はそこを開けば、昔は海水浴場に良いような、本当に水の、海の近くが良いというところがあったんですね。だから今後は、私の構想としてはそこも一大団地として、嬉野からも非常に別荘も多いし。

ということで考えておるんですが、とにかく大規模な事業を過疎債でやらせていただきたい。これは借金借金って言われるけど、本当に7割の補助と変わりません。10億の事業が3億でできるんですから。本当に、合併した町なんか合併特例債でものすごく一つの小さな町ですけども200億、300億も使ってされてるんですね。

だから、私は今、上部団体にもお願いをしてるんですけど、過疎がもういつまであるかわからぬということで、今あるところで構想をそういう形で作って、お金がかかるところは過疎債でさせていただきたいと思って、そういう展開をさせていただいております。

もう一点、申し上げますけど、口木田地区の方がですよ、その請願をされた時に、し尿処理施設を今受け入れられておりますね。これは口木議員もおっしゃったと思うんですけど、元々小音琴に片側1車線の道路を全部通すからお願いしますと言ったんですけど断られて、最終的にその口木田の方になったんですね。

こういう状況でもございますので、口木田だとしてもやっぱり何かの恩恵を受けたいということもあると思うんですね。

もし、私たちこの議会で議決が受けなければ、この前も地域からお見えになつたんですけども、もうそしたらし尿処理施設も受け入れんと。あともう5年ぐらいですかね、30年契約は切れますの

で。

そしたら逆にですよ、土地から探して建物を、し尿処理を造るってなれば3億4億じゃ済まないんですよ、一つの町の負担が。今のゴミ処理施設だけでもだいぶの負担金を3町で出してますけどですね。

そういうことも考慮しながらやっぱり進めて、議会の皆さんとの了承、お願いをとにかくしたいということでございますので、私としては、この前、1、2いかないと言いましたけど、費用対効果がですね。今、東彼杵町はどこをしても1にはならないんです。それでも国が認可をしていただく。辺地債もそうです。絶対1にはならないんですよ、今の人口の減少からいって。それでも過疎というのは過疎脱却のための過疎債でございますので、ここで人口がもう今、何ですかね、海に近い所で家を開発したいという方もいらっしゃるもんですから、そういうことで今後の展望も開けてくるんじゃないかなと私は考えてるんですけども、以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

関連の質問で32ページのこの委託料、西部線のやつについてお伺いします。

この議案はですね、今年3月の定例会において、議会で修正されて処置された議案でございました。で、この前、この関連で請願書が上がって請願書については、議員は請願書を採択をしたと、こういうことは6月定例会がありました。

で、ですよ、じゃあそれを除いて、請願書を除いて、3月からこの9月までの間に、その口木田周辺のそのこの状況を、今町長は理由として、同僚議員、吉永議員の質問に対して住宅地として活用もできますよと、海岸の。もう一つは過疎債を活用できるところに活用したいよと。それから、口木田の請願があった。それから、今あるし尿処理、これを口木田の、この請願を受けないとし尿の処理が活用できなくなりますよということを言っておられました。

で、そこでですよ、一つお伺いしたいのは、その過疎債の活用も限界がありますよね、無尽蔵じゃありません。総額はあると思う。それいくらあるのかわかりません、今後も。

そういう活用っちゅうのは、その口木田の道路に充てることもいいんですけど、優先順位がありますよね。その口木田の道路優先順位が何番目にあたるのか。検討されたのか。活用、過疎債の活用の中でですよ、色んな事業がある。その口木田道路の活用が何番目に、優先順位1番2番3番あったら、その優先順位をまず教えてください。

それから、し尿処理、口木田の人が反対をしたらし尿処理は使えなくなるような今の現状の契約なのかどうか。この2点ちょっと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私としてはもう最優先に口木田をしたいと思っております。

これはなぜかと言えば、やはり踏切を渡ったり、車が踏切を、今第3種踏切と言いましたけども、非常に危険なんですね。ここをまず、命を守るために道路もあるし、それで最優先にしたい、それで開発をしていきたいと私は考えているんですが、今も問い合わせが数件あって、今ここで全て

を言うわけにいかないので、今後そういう計画もちょっと実際にご報告をさせていただきたいと思うんですが。

それと、し尿処理につきましてはですね、地域からお見えになって、自分たち、し尿処理施設ですね、その地域からお見えになって、次は30年の契約があと5年ぐらいで切れるんですよね。そこはもう次は受け入れないと、もしここが駄目だったらですね。そういう話もまたお見えになったんですよ。請願の後にですね。

だから、そういう1000何百名か署名を持ってお見えになったから、私としても、もうまずそういう命を先に守りたいということで最優先でしたい。しかし、過疎債がなければ私はこういうことはもうできないとお断りするんですが、とにかく過疎債でやらせていただきたいんです。

本当に皆さん議員さんも借金、借金と本当におっしゃるんですけども、どこの町もですね、借金をしてるんですね。本当に、もう、今度菊陽町が不交付団体になりましたけれども、私もそういうことで企業誘致を優先的にして、そういう余裕ができればですよ、他の町道も。他の町道はその何億と一気にいきませんけど、2000万、3000万ずつやっていきたいとは考えているんですね。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今の町長の答弁は過疎債を口木田道路の新設に最も優先すべき過疎債活用のやつというように言われました。

し尿処理も5年間、あと30年の中のあと5年間、これも確認ですけれども、これ町じゃなくて、口木田の人が権限を持っているっちゅう理解でよろしいですね、今の町長はですね。これ確認ですよ。あとでまだ続きがあります。3回しかできませんからね。もうこれ、これをまず答えてくださいね。そのことを。

次の質問です。2番目の質問。

で、ですよ、3月の定例会で議決したやつと、6月で請願書の優先順位、議会、3月議会の議決を優先されるのか、6月の請願書を優先されるのか。今度は6月の請願書を優先して今回議案として上げられてこられたという解釈でよろしいんですね。そこんとこの質問です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず最初のし尿処理施設は、当然地主の方が口木田にいらっしゃいましたから、口木田ですね。それでやっぱり今度は協議を福祉組合でしてきたんですよ、30年の契約の時に受け入れるかどうかですね。今のところは受け入れても良いと。しかし、ここが口木田が受け入れないとなればですよ、また新しく土地を福祉組合で探したり、建物も造らなくちゃいけないということになります。

これはもう反対があるのに一気に、そこ契約ですので、30年間で契約をしました。本当に契約になっておりますからそういうことになっている。口木田の人が持てる、主導権を。

それともう一つ、3月議会の定例会か6月の請願かとなれば、私は請願を優先をしたいと、採択をされましたから。趣旨は全く一緒です。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

3回目です。

じゃあですね、し尿処理の契約書、これ後で提示していただけますかね。これがまず第一点です。し尿処理のあれがどういう契約になっているのか。その30年間の契約の写しをですね、議会に、議員全員各位に示されるように提出をお願いしたいと思います。それが一つ。

それから、次、最後の質問ですけれども、要するにですね、1回議決したことをですよ、議会が議決したことを、議決したことを、請願によって、町長、請願を優先したということなんですよ、ですね。

これが、質問しますよ、こういう事例が、各地方自治体全国の自治体で議決したことを請願によって覆した事例があるのかどうか、教えてください。

そして、今後ですよ、これ一つですよ。いいですか。

次、今度は今度議会でどんどん議決していきます。それ町民がですよ、今度また請願を出したと、仮に今度は作らなくていいですよという請願を今度集めたとした時に、また今度は議会で受け入れるとなったら、それが今度は議会で請願採決を作らない方に決めたとかなった場合に、またそれもまたひっくり返るという事例になると、これ前代未聞の議会となるんじゃないかなと。こういう悪例を作ってしまう。

これはどんどんどんどん、これ今回の案件に関わらずですよ、他の案件も議案が、議決したことを見出た時に、悪例を作ってしまう。悪しき前例を作ってしまう。こういうことにならないのか。この今2つ言いましたよ。町長、これについて、町長の見解をお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、し尿処理施設の契約書はですね、福祉組合の許可が要りますので、契約、口木田と福祉組合ですので、町でないので、それはちょっとお尋ねをして、あとでお答えします。

もう1つ、なぜ請願書をして次から次にひっくり返るのか。そういう事例が全国であるかどうかわかりません。

○——△——

調べてください。

○町長（岡田伊一郎君）

どういう方向で調べていいのか。

ただ、これはですよ、議会として1回議決をされて、再度議会に出すというのは、会期が変わればもう一事不再議はなくなるんですよ。だから、状況、社会情勢によってまた私も議案を上程する。

これは、請願によって出すかどうかは本当に私の判断で出しております。もう当然住民の皆さんのがそういう切実な願いがあったということですね。

だから、請願があつてひっくり返るのか、ひっくり返らないのかはもう議会の議決でやむを得な

いんすすけれども、私としては今回はこういう形で請願を優先したということでさせていただきます。

ただ、全国の事例があるかどうかちょっと調査をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

3回目です。

今ちょっと請願のお話をちょっと町長がされたんですけど、私、今ですね、この口木田の町道の話、結構町民の方も知っておられます、大部分の方はまだご存知ないです、3億円以上かかる町道ができるっちゅうのは。

今後ですね、私町内を回って見て、今私が聞いた意見では造らなくていいっていう方が大部分なんですよ。「そげん無駄な道ばらんちやよかたい」っていう方が大部分です。

それで、先ほど請願の話をされましたけど、1,400名ぐらいの署名の請願が出たわけですが、先ほど同僚議員がおっしゃったように、もしこれが今回可決されて、測量設計を始めて、実際の2億、3億の工事費が出たら、町民が全部知ることになりますね。

そしたら、その時点で、またこれ造らなくてよかつという請願が倍ぐらい出るんじゃないかなと思いますよ、私、倍の数の請願が。

現在でも大半の方が「そげん余分な、いらん道は造らんちやよか」っていう方が、私が聞いたところでほとんどですから。もしこれが表面に出てですね、予算計上でもされたら、これはもう町民に全部知りわたって造らなくてよかつという請願がたぶん出るんじゃないかなと思います。そしたら、今回上げた委託料もまた無駄になってしまふんですよね、町長のさっきの話だったら。請願、造らなくてよかつっていう請願が採択されたら、また無駄な金が増えるということになるんですけど。

それともう一つ、やはりこの請願を重視するって町長おっしゃいましたけど、今ヒアリングで100か所以上のもう4年、5年もたまつたヒアリングがあるんですよ。

そしたらそういうところの区長さんあたりも、もし今回議会で否決されたものが請願ば出せば工事ができたとなれば、そういう区長さんあたりも右へならえてですね、次から次に請願、これ出ますよ、請願を出せばでくっとたいって。議会よりも請願が重要たいって。そんなら請願ば出してくださいってなって、請願任せになるようなそういう恐れもあるんじゃないかなと私は思うんです。まさにこれはもう議会無視ですよ。議会無視になってしまいますよ。もう議会要らんでもん、そんなら、請願出せばでくっとですけんが、希望のとおり。

私はこれはね、議員の皆さんにもよく考えていただきたい。やはり議会の議決の重みをですね、もう1回かみしめていただきたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

何回も申し上げておりますけども、やっぱりこれ、過疎債でできるということで私は予算を計上させていただいております。

ただ、今回の設計が無駄になるとおっしゃいますけど、その前の調査費もまた出して、無駄にな

る。ですね。否決されたときの。そういうのはもう最初からわかったことだと思ってるんですが、私は過疎でできるから上げさせていただきたい。

これは、議決権は議会でございますので、請願が出ればこうなる、ああなるじゃなくて、今回は3月で修正減額されたのを、地元の方から上がってきて、もう1回予算を上げてほしいということで来ました。落としてくれということはまだ来てませんけれども。

そういう形で提案をさせていただいて、とにかくJRとの交渉がですね、今までずっと私も行って、建設課長もそうなんですけども、そういう交渉は非常に難しい、今JRなんですよ。

だから、これがOKってなったら、もうこれでやらせていただきたいと思って私は今後提案をさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

19ページをお願いします。議員の皆さん20ページをお願いします。

2款1項のですね、12節の公共事業の公共交通事業費の中でですよ、デマンド交通通行業務追加委託料がちょっと計上ですよ。

これに関連してですよ、JRバスが今度は廃止になりますよね。それでデマンドバスが今2台かと思うんですけど、あと1台追加される考えはないのかですね。ちょっとお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

現在ですね、2台で運行しております。

当初の予定ではですね、公共交通に係るアンケートを実施したところ、町内に足を持たない、表現悪いんですけど、なかなか公共交通の利用はできないという方が500名いらっしゃいました。

今の目標として500名をですね、まずは登録していただくということで目標を挙げておりますけれども、今現在360から80ぐらいまで登録していただいている。

360から80登録していただいておりますけれども、まだ毎月の利用がですね、260名ぐらいの利用で推移しています。

今回、嬉野の方にですね、沿線を延長しますけれども、おそらく今の利用人数ではですね、2台で行けるだらうと踏んでおります。本来であれば3台がいいんですけども、3台をすることによっても人件費ですね、さらに車両についてはですね、今町営バスの代替のですね、ちっちゃい車両がありますので、できるんですけれども、人件費が1人雇うということになるとですね、更に大きな金額がございますので、今回JR九州バスのですね、補助金を削減、1000万円ですね、これ令和8年度からですけれども、できますけれども、それを見て、なおかつ更に利用促進をして、相乗りタクシーですので、今ですね、利用の状況が1人乗って1人送るような状況、200円しか言えれば収

入がないような状況が多いですので、できるだけ乗合を、乗合率を増やして、まず登録者を増やして、乗車率を増やして、そしていくらかでもですね、収益を上げて、それから 3 台体制にということですね、踏んでおりますので。

若干そこまでにはですね、ちょっと分析する必要があるということで、現状の 2 台のままということですね、考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 60 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第 10 議案第 61 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、議案第 61 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 61 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1007 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9707 万 5000 円とするものでございます。

提案理由としまして、歳出は、返還金保険給付費 1007 万 5000 円、歳入は、繰越金 1007 万 5000 円でございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 61 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わりご説明を加えます。

それでは、歳出から説明いたします。議案資料の 6 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目償還金 22 節償還金利子及び割引料につきましては、令和 6 年度事業精算に伴う返還金となっております。法定負担分の介護給付費負担金返還に国、県合わせて 962 万 5000 円、地域支援事業交付金返還に、同じく国、県合わせて 20 万 2000 円、介護保険事業補助金返還金に 21 万 4000 円、低所得者特別対策事業補助金返還に 3 万 4000 円を計上しております。

続きまして 5 ページ、歳入をお願いいたします。

8 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、今回の補正予算の財源とするため 1007 万 5000 円を計上しました。

戻っていただきまして、1ページから2ページの第1表及び3ページから4ページの事項別明細書につきましては、ただいまの積み上げになりますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号令和7年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号 令和6年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第12 議案第63号 令和6年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第13 議案第64号 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第14 議案第65号 令和6年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第15 議案第66号 令和6年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第16 議案第67号 令和6年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件

日程第17 議案第68号 令和6年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の件

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 11、議案第 62 号令和 6 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 63 号令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 64 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 65 号令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 66 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 16、議案第 67 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件、日程第 17、議案第 68 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の件、以上 7 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは決算認定の件、議案第 62 号から議案第 68 号についてご説明をいたします。

議案第 62 号から議案第 68 号まで、地方自治法第 233 条第 3 項並びに第 5 項及び第 241 条第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 4 項及び第 6 項の規定によりまして、令和 6 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算と特別会計の決算及び公営企業会計を、監査委員の意見並びに主要な成果に関する報告及び決算資料を添えて議会の認定に付するものでございます。

この議案第 62 号から議案第 66 号までの詳細につきましては、会計管理者から説明させます。また、議案第 67 号水道事業会計と議案第 68 号下水道事業会計の詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。会計管理者。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

議案第 62 号から議案第 66 号までの 5 議案について、町長に代わりご説明いたします。

説明にあたりましては、先に提出しております資料 2 決算の状況、資料 3 各会計別の主要な施策の成果に関する報告書、資料 4 監査委員から提出されております決算審査意見書によりご説明いたします。

はじめに、資料 2 決算の状況をご覧ください。

5 つの会計毎に数値が 2 段書きになっています。上段が令和 6 年度の決算額で下段が前年度の決算額となっております。

なお、単位未満四捨五入の関係で、主要な施策の成果に関する報告書の数字と一致しない場合がありますので、ご了承ください。

まず一般会計では、歳入総額 69 億 8773 万 1000 円、歳出総額 66 億 9497 万円で、差し引き残 2 億 9276 万 1000 円。翌年度への繰越財源 1 億 5364 万 4000 円を差し引いた実質収支は、対前年度比 5.3% 減の 1 億 3911 万 7000 円となりました。

更にこの額から前年度の実質収支 1 億 4695 万 1000 円を引いた単年度収支は 783 万 4000 円の赤字で、これに財政調整基金の積立金 81 万 4000 円を加えた実質単年度収支も 702 万円の赤字となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計ですが、歳入 11 億 1093 万 2000 円、歳出 10 億 8060 万 4000 円、差引残の実質収支は 3032 万 8000 円です。

この実質収支から前年度の実質収支 1624 万円を差し引いた単年度収支は、1408 万 8000 円の黒

字となりました。

基金の積立金 1540 万 5000 円を加えた実質単年度収支も 2949 万 3000 円の黒字となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、歳入 8 億 9075 万 3000 円、歳出 8 億 6487 万 5000 円、差引残の実質収支は 2587 万 8000 円です。

この実質収支から前年度の実質収支 3952 万 8000 円を差し引いた単年度収支は 1365 万円の赤字となりました。

基金の利子相当額 5000 円を加えた実質単年度収支は 1364 万 5000 円の赤字となりました。

次に、公共用地等取得造成事業特別会計ですが、令和 6 年度の財産売払収入等の実績はなく、歳入から歳出差引残の実質収支は 30 万 8000 円となりました。

基金の利子相当額 1000 円の積み立てにより、実質単年度収支は 1000 円の黒字となりました。

最後の後期高齢者医療特別会計は、歳入 1 億 4368 万 2000 円、歳出 1 億 4164 万円で差引残の実質収支は 204 万 2000 円です。

前年度の実質収支 149 万 6000 円を差し引いた単年度収支、実質単年度収支とも 54 万 6000 円の黒字です。

以上、一般会計並びに 4 特別会計を合わせました全会計の合計は、歳入 91 億 3340 万 7000 円に対し、歳出 87 億 8209 万円となり、差引残の形式収支は対前年度比 12.8% 減、3 億 5131 万 7000 円となりました。

なお、実質収支は対前年度比 3.3% 減の 1 億 9767 万 3000 円、単年度収支は 685 万円の赤字、実質単年度収支は 937 万 5000 円の黒字となりました。

続きまして、各会計の主な内容についてご説明いたします。

資料 3 の各会計別の主要な施策の成果に関する報告書をご覧ください。

まず、資料 3 の 1、一般会計の報告書をご覧ください。

まず歳入ですが、143 ページをお願いします。143 ページですね。

第 5 表の歳入総額では、地方交付税、国庫支出金や財産収入、町債の増により、全体として対前年度比 4 億 3542 万 9000 円、6.6% の増となっています。

次に 144 ページをお願いします。

自主財源と依存財源につきまして、第 1 図の円グラフで記載しています。

自主財源は町税、繰入金、繰越金等で 30.8%、依存財源が地方交付税、国県支出金、町債等の 69.2% となっています。

自主財源は前年度より 5572 万 2000 円増ですが、構成割合は 1.2 ポイント低くなりました。

146 ページをお願いします。

地方交付税の推移を第 6 表で示してます。

対前年度比 1 億 2081 万 1000 円、5.61% の増となりました。

算定経費の増の主なものとして、新設されたこども子育て費の皆増、地域振興費（面積分）の増や、包括算定経費の単位費用が増額されたことにより、基準財政需要額が増額となったことによるものです。

同じく 146 ページです。

(9) 国庫支出金は 9 億 2499 万 1000 円で、対前年度比 6082 万円、7% の増となりました。社会

資本整備総合交付金 1 億 1759 万 2000 円の増などによるものです。

147 ページをお願いします。

(11) 県支出金は 4 億 4249 万 9000 円で、対前年度比 6384 万 5000 円、12.6% の減となりました。農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金 6433 万 7000 円の減などによるものです。

同じく 147 ページの (13) です。

寄附金 3 億 3141 万 8000 円で、対前年度比 5891 万 5000 円、15.1% の減となりました。主に、ふるさとまちづくり応援寄附金の減によるものです。

同じく (17) 町債は、8 億 5737 万 2000 円で、対前年度比 2 億 2713 万 2000 円、36% の増となりました。主な要因は、駄地団地建替事業 1 億 4360 万円、公共施設等適正管理推進事業債（集約化）分で 1 億 590 万円の皆増などによるものです。

次に 159 ページをお願いします。

第 17 表に税の決算推移状況を記載しています。一番右側が令和 6 年度です。

1 の町民税は、対前年度比 1617 万 8000 円、5.7% の減となってます。

個人均等割が減、個人所得割は 2608 万 2000 円、10.6% の減となってます。

法人では均等割が増、法人税割も対前年度比 804 万 6000 円、62.6% の増となっています。

2 の固定資産税については、土地家屋が減、償却資産が増で、全体では対前年度比 73 万 8000 円、0.1% の微増となりました。

次に 160 ページをお願いします。

第 18 表ですが、科目別決算推移状況をご覧ください。

こちらも一番右側の列が令和 6 年度です。

上から構成比の大きいものが町税の 9 億 2614 万 8000 円、13.3% です。

地方交付税が 22 億 7484 万 4000 円、32.6%、寄附金が 3 億 3141 万 8000 円、4.7%、国庫支出金が 9 億 2499 万 1000 円、13.2%、県支出金が 4 億 4249 万 9000 円、6.3% となっています。

次に歳出ですが、161 ページをお願いします。

第 19 表、性質別決算推移状況をご覧ください。

区分の 1、人件費から 6、公債費までの一一番右の列の小計が 46 億 8732 万 3000 円で、歳出構成比は 70% です。

前年度からしますと、人件費、物件費、扶助費が増となったことから、1 から 6 の小計は 1 億 4636 万円、3.2% の増となりました。

それから、投資的経費としまして、7、普通建設事業費、8、災害復旧事業費合わせて 11 億 1730 万 9000 円で、歳出構成比 16.7% です。7 と 8 の小計は前年度から 3 億 3360 万 5000 円、42.6% の増となりました。

積立金ですが、ページを戻っていただいて、157 ページをお願いします。

第 15 表に積立金の状況を記載しています。

ふるさと創生事業基金、地域福祉基金、下水道事業基金、教育文化施設整備基金、庁舎整備基金には一定の積み立てを行いながらも、取り崩し額も多額となってます。

基金全体の残高は 21 億 8990 万 4000 円となり、前年度から 6211 万 4000 円の減となりました。

次に資料 3 の 2 をお願いします。国民健康保険事業特別会計です。

歳入歳出決算状況については3ページから6ページに記載しています。

4ページをお願いします。

歳入では、国保財政の根幹であります、国民健康保険税について第3表に記載していますが、令和6年度保険税収入額は1億7952万7000円、対前年度比0.3%の減となりました。

同じく4ページの(1)保険税に記載していますが、滞納繰越分と長期未納者の固定化等で1913万5000円の収入未済額と20万円の不納欠損が生じ、収納率は90.3%となりました。昨年度については91.1%でございました。

3ページをお願いします。

第1表の歳入では、前年度に対して国民健康保険税が減となりましたが、国庫県支出金の増により歳入全体で1946万2000円、1.8%の増となりました。

下表の歳出は、前年度に対して保険給付費が増、国民健康保険事業費納付金が減となり、歳出全体は537万4000円、0.5%の増となりました。

次に、資料3の3、お願いします。介護保険事業特別会計です。

5ページから13ページに決算の内容を記載しています。

まず5ページをお願いします。

第1表、歳入総額中主な歳入の割合は、介護保険料が17.9%、国庫支出金が24.7%、支払基金交付金が23.4%、県支出金が13.7%、繰入金が15.6%となっております。

10ページをお願いします。

歳出の内容ですが、(2)保険給付費の決算額が、7億3781万3000円とあります。

第4表中の内訳では、在宅サービスが全体の38.2%、地域密着型サービスグループホーム等で16.8%、施設サービスが34.5%を占めています。

次に、資料3の4、公共用地等取得造成事業特別会計ですが、事業の実績はございません。土地開発基金利子加蓄の1000円、1000円のみの支出となっています。

最後に資料3の5です。後期高齢者医療特別会計をご覧ください。

3ページをお願いします。

歳入の決算状況は、第2表のとおりです。

被保険者から徴収しました保険料8923万9千円と一般会計からの繰入金4615万2千円が歳入の主なものです。

歳入総額は対前年度比1523万5千円、11.9%の増となっています。

第3表、歳出につきましては長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が、1億3199万2千円で、歳出の大部分を占める93.2%の構成割合です。

なお、歳出総額は対前年度比1468万9千円、11.6%の増となっています。

続きまして、資料4をお願いします。決算審査意見書になります。

決算審査意見書の一般会計の財政構造につきまして5ページをお願いします。

第4表の実質収支比率は目安の3から5%に対して、4.2%となっています。

第5表中の財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は75%未満の目安に対し、91.7%で硬直化が進行しています。

ただ、収入に対する借金の比率であります実質公債費比率は8.8%で、基準値以下であり、一般

的な警戒ラインの 15%を下回っておりまます。

以上が決算概要の大まかな説明でしたが、決算審査意見書の総括意見の中で、監査委員よりご指摘をいただいておりますことは真摯に受け止め、さらに事務処理の適正な執行に努めなければならぬと考えております。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、しきるべきご決定を賜りますようよろしくお願ひします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 03 分）

再開（午後 1 時 13 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の大石議員の予算に対する質問についてのですね、回答を追加して、申し述べたいという町長からの発言がございましたので、それを許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大石議員から、福祉組合の協定書を申し上げましたところ、これは 3 町の、3 町長の協定でなっているもんで、各町の了解を得ないと出されないということで、調整をさせていただいておりますので、しばらく、すぐは来ないかもしれません。

今ですね、昼休みに調べましたところ、請願が出てまた予算を再度提案して可決されたのが奈良市議会。奈良の市議会。あまり過疎はないと思いますけれど。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、次に、町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 67 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件について、決算資料をもとにご説明いたします。

決算書の 1 ページ 2 ページをお願いいたします。金額は税込となっております。

収益的収支の収入合計につきましては、2 億 5125 万 8090 円。内訳としまして料金収入等の営業収益が 1 億 6278 万 8400 円、一般会計繰入金及び長期前受金の戻入等の営業外収益が 8846 万 9690 円となりました。

支出につきましては、支出合計は 2 億 4965 万 5727 円。内訳としまして、施設の維持管理費、人件費及び減価償却費等の営業費用が 2 億 3678 万 4687 円、企業債の利息償還等の営業外費用が 1287 万 1040 円となっております。

次に、3 ページと 4 ページをお願いいたします。資本的収支になります。

収入合計につきましては、1 億 7874 万 4280 円。内訳としましては、企業債が 1 億 2620 万、工事負担金が 2089 万 5400 円、出資金 3164 万 8880 円となっております。

支出につきましては、支出合計 1 億 9634 万 756 円。内訳としまして、老朽施設更新工事費等の

建設改良費が 1 億 6007 万 8765 円、企業債の償還金が 3625 万 9769 円、財政調整基金が 2222 円となっています。

5 ページ、6 ページの損益計算書をお願いいたします。ここについては金額は税抜きの表示となっております。

5 ページの一番下の行にあります収益から費用を差し引いた経常利益につきましては、1108 万 1079 円のマイナスとなっております。

6 ページの前年度繰越利益剰余金 308 万 674 円を充てましても、令和 6 年度末の処分利益剰余金につきましては、800 万 405 円のマイナスとなり、欠損が生じる結果となっております。

7 ページ 8 ページの貸借対照表をお願いいたします。こちらも金額につきましては税抜き表示となっております。

7 ページの資産の状況としましては、固定資産の合計が 27 億 1455 万 7298 円、流動資産については 4 億 7571 万 6057 円であり、資産の合計が 31 億 9027 万 3355 円となっております。

8 ページの上段に負債の状況を記載しております。

固定負債は 12 億 5185 万 9204 円、流動負債は 4876 万 5898 円、繰延収益が 12 億 1689 万 2545 円、それらを合わせ負債合計が 25 億 1751 万 7647 円となっております。

企業債の償還残高につきましては、固定負債の合計に流動負債の企業債 3838 万 2814 円を加えまして、12 億 9024 万 2018 円が企業債の償還残高というふうになります。

次に、資本の状況としまして、資本金につきましては 3 億 7207 万 7825 円、剰余金が 3 億 67 万 7883 円、合わせまして資本の合計が 6 億 7275 万 5708 円となっております。

剰余金につきましては、6 年度の経常利益のマイナス分 1108 万 1079 円が令和 5 年度より減少した形となっております。

9 ページ 10 ページの剰余金（欠損金）計算書をお願いいたします。

10 ページの表の右端から 3 つ目、未処分利益剰余金（欠損金）につきまして令和 6 年度決算において生じました欠損の処理につきましては、地方公営企業法第 32 条の 2 の規定により前年度令和 5 年度から繰り越した利益剰余金であります 308 万 674 円を持って令和 6 年度の欠損金であります 1108 万 1079 円を埋めることといたしております。残りの 800 万 405 円が未処理の欠損金ということになります。

11 ページをお願いいたします。

先ほど計算書でご説明いたしましたとおり、令和 6 年度の欠損金が 800 万 405 円につきましては、未処理のまま繰り越すことといたしております。

今後、料金水準の見直しを行う予定もあり、今年度の剰余金の見込みを検討しながら、当該欠損金の処理を検討していきたいというふうに考えております。

次に、12 ページをお願いいたします。令和 6 年度の事業報告を記載いたしております。

給水状況につきましては、年間総配水量は前年度と比較して 4.7% 減少し、98 万 4283 m<sup>3</sup> となっております。

また、年間の総有収水量は前年度より 1 万 398 m<sup>3</sup> 減少し、74 万 9944 m<sup>3</sup>、有収率につきましては前年度より 2.6% 向上し、76.2% というふうな結果になっております。

建設改良工事におきましては、継続事業として取り組んでおります老朽施設更新事業水道管布設

替工事等 4 件の他、水道施設の外構施設整備工事、未普及地域の解消に係る実施設計業務を 6 年度実施をいたしております。

詳細につきましては、13 ページから 16 ページに、工事概要及び業務会計の状況について記載をいたしております。

17 ページ、18 ページのキャッシュフロー計算書をお願いいたします。

ここは貸借対照表の流動資産の現金預金につきまして令和 6 年度 1 年間の現金の出入りを表したものになります。

令和 6 年度の期末残高につきまして期首残高より 2260 万 2496 円減少し、4 億 5178 万 5477 円というふうな結果になっております。

これ以降 19 ページ、20 ページに固定資産明細書、21 ページ、22 ページに企業債の明細、23 ページ以降は収益的収支及び資本的収支の明細書を記載しております。

次に、監査委員の決算審査意見につきまして、計画的な老朽施設の更新と積極的な漏水調査の実施による有効率の向上で給水原価の改善、財務の健全化及び運営の効率化を図ること。また、純損失が生じた結果については、料金体系の見直しも含め、将来負担の増加にならないような財務状況を検証し、安定した事業運営の継続に努力されたいとの意見をいただいております。

監査委員からの意見を踏まえまして、安心で安全な水道水の安定供給と健全な経営を持続させるための措置を早急に講じることと合わせて、老朽施設の更新を継続的に実施をし、計画的かつ効率的な事業実施と有効率の向上を図っていきたいというふうに考えております。説明は以上になります。

次に、議案第 68 号をお願いいたします。

令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金の処分の議決及び決算認定の件について内容をご説明いたします。

令和 6 年度から、農業集落排水事業と漁業集落排水事業は、地方公営企業法を適用することになります。

既に同法を適用している公共下水道事業との 3 事業を合わせて下水道事業としての会計処理を令和 6 年度から行っています。

それでは決算書の 1、2 ページをお願いいたします。ここは、金額は税込の記載となっております。

収益的収支の収入合計につきまして、合計 3 億 4533 万 5295 円。内訳は、料金収入等の営業収益が 5789 万 6197 円、一般会計繰入金及び長期前受金の戻入等の営業外収益が 2 億 8743 万 9098 円という結果になります。

支出につきましては、支出合計が 3 億 255 万 4864 円。内訳は、施設の維持管理費、人件費及び減価償却費等の営業費用として 2 億 5871 万 5425 円、企業債の償還利息等営業外費用が 4356 万 3692 円、特別損失 27 万 5747 円となっております。

3 ページ、4 ページの資本的収支をお願いいたします。こちらも税込の表示になっております。

資本的収支の収入合計が 1 億 5473 万 9400 円。内訳は、企業債が 3810 万円、補助金が 3760 万、負担金が 719 万 9400 円、出資金が 7184 万円となっております。

なお、補助金につきましては、汚水処理場の電気設備更新工事に係る防災・安全社会資本整備交

付金の交付になります。

支出につきまして、支出合計が 2 億 1772 万 3009 円、建設改良費が 8289 万 9400 円、企業債償還金が 1 億 3482 万 3609 円となっております。

5 ページ、6 ページの損益計算書をお願いいたします。こちらは税抜きの表示となっております。

5 ページの一番下の行の収益から費用を差し引いた経常利益は、4657 万 1907 円となり、6 ページの特別損失 25 万 8357 円を差し引いた 4631 万 3550 円が令和 6 年度の未処分利益剰余金ということになります。

次に、7 ページ 8 ページの貸借対照表をお願いいたします。こちらも金額は税抜き表示となっております。

7 ページの資産の状況で固定資産につきましては 51 億 7906 万 9423 円、流動資産は 2 億 1060 万 768 円であり、資産合計が 53 億 8967 万 191 円となっております。

8 ページの上段負債の状況としまして、固定負債が 19 億 1918 万 8301 円、流動負債については 1 億 6505 万 7194 円、繰延収益が 26 億 696 万 9911 円ということになります。それらを合わせまして、負債合計が 46 億 9121 万 5406 円という結果になっております。

企業債の償還残高につきましては、固定負債の合計に流動負債の企業債 1 億 3782 万 1893 円を加えた 20 億 5701 万 194 円が企業債の償還残高ということになっております。

下の段の資本の状況としまして、資本金につきましては 2 億 8715 万 2592 円、剰余金が 4 億 1130 万 2193 円、合わせて資本の合計が 6 億 9845 万 4785 円というふうになっております。

次に 13 ページの剰余金の処分計画書案をお願いいたします。

令和 6 年度末の未処分利益剰余金につきましては 4631 万 3550 円であります。

剰余金の処分計画案としましては、終末処理場の今後の施設更新等の需要を見越しまして、全額を建設改良積立金へ積み立てる計画といたしております。

14 ページの事業報告書をお願いいたします。

公共下水道事業につきましては、令和 5 年度から 2 か年の契約で施行いたしております処理場の電気設備更新工事が完了いたしております。並行しまして、令和 7 年度から取り組む同じく終末処理場の機械設備工事の更新に係る実施設計を令和 6 年度に実施をいたしております。

農業集落及び漁業集落のそれぞれの集落排水事業におきましては、令和 6 年度にそれぞれの経営戦略を策定しまして、中長期的な期間での経営安定化に向けた基本方針を策定いたしております。

工事概要及び業務会計の状況につきましては、15 ページから 18 ページに詳細を記載いたしております。

次に、19 ページのキャッシュフロー計算書をお願いいたします。

ここは貸借対照表の流動資産の現金預金につきまして、令和 6 年度 1 年間の出入りを表したものになります。

令和 6 年度の期末残高につきましては、期首残高よりも 3603 万 1074 円増加し、1 億 9905 万 6164 円という結果になっております。

以降 21 ページ、22 ページに 3 事業を合わせた固定資産明細書、23 ページから 34 ページまでは 3 事業ごとの企業債明細書、35 ページ以降は 3 事業を合わせた収益的及び資本的収支の明細書を記載しております。

次に、監査委員の決算審査意見につきまして、中長期的な計画に基づく、より効率的な事業展開と下水道接続率の向上に向けて、未接続世帯への効果的な取り組みを検討し、接続率の向上に努めることとの意見をいただきました。

監査委員からのご意見も踏まえ、3事業それぞれに策定いたしております中長期的な経営戦略の進捗管理と評価、検証を確実に実施し、経営の効率化を目指すことと併せて計画的な施設更新と継続的な接続推進の取り組みを行っていきたいと考えております。

また、並行して未接続の世帯につきましては、接続推進を継続し、併せて環境美化に対する意識の高揚を図るための施策についても、多面的な方向から事業を進めていきたいというふうに考えております。説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

ここで、木田代表監査委員出席のため、暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午後1時35分）

再開（午後1時35分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

はじめに、議案第62号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号から議案第66号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第63号から議案第66号までの質疑を終わります。

次に、議案第67号と議案第68号の質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第67号、議案第68号の質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である吉永議員を除く6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と吉永議員を除く6人の委員で構成す

る決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。ここで、決算審査特別委員会の名簿配布及び木田代表監査委員退席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 38 分）

再開（午後 1 時 40 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 40 分）

再開（午後 1 時 47 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選任されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に 2 番、児玉隆行議員、副委員長には 5 番、大安義和議員に決定しました。

## 日程第 18 議案第 69 号 消防ポンプ自動車の購入について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 18、議案第 69 号消防ポンプ自動車の購入についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 69 号消防ポンプ自動車の購入につきましてご説明をいたします。

消防ポンプ自動車の購入について議会の議決を求める。

1、取得の目的 消防ポンプ自動車の購入。2、契約の金額 2475 万円。3、購入先 住所 長崎

県長崎市竹の久保町 11 番 3 号 会社名 ヤナセ産業株式会社 代表取締役社長 合家 崇。令和 7 年 9 月 4 日提出でございます。

提案の理由といたしましては、消防ポンプ自動車を購入するために本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 69 号について説明させていただきます。

本町の消防車両につきましては、その更新につきましては、積載車にあっては 25 年、ポンプ車によっては 20 年を基準に更新を行い、民生安定に努めているところでございます。

消防 4 分団の消防ポンプ車が導入後、これ、平成 18 年 3 月導入しております。来年 3 月で 20 年となるものから計画に基づき更新を行うものでございます。

一般競争入札により業者が決定をいたしまして、落札業者と本契約を締結するにあたり、取得価格が議会の議決に付すべき契約及び不動産、若しくは動産の借り入れに当たるため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、消防自動車の更新につきましては今回の 4 分団のポンプ車の更新で一段落いたします。

今後、当面の間、約 15 年間はこのままでいきますと、消防車両の更新はございませんので、よろしくお願ひいたします。説明については以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

今回、一般競争入札ということでありましたけれども、こういう消防自動車っちゅうのは非常に特殊で、そんな企業は多くあるわけじゃないですよね。今回一般競争入札で何社の指名し、何社指名に応じられたのか教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

本件につきましては、一般競争入札でございますので指名というのはございませんので、参加された業者は 1 社のみでございました。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

今から発注してですよ、納入されるのがですよ、ちょっと聞いたところ、今年度中は無理って聞いたんですけど、実際の納入日がわかれれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

納入につきましてはですね3月25日でございます。

昨年、タンク車ですね、タンク車は繰越しをいたしましたけれども、それよりもですね、納入については早まるということで、おそらくこの納期限が守られるものであろうということでですね、踏んでおりまして、あくまでもこの仕様書どおりということでお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

3月25日にですね、までに入るっちゅうことで今聞きましたが、もし、3月末まで入れなかつた場合ですよ、現在の消防車の利用は可能なのかどうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

現在の車両につきましてもですね、適正な整備がなされておりますので、この納期が遅れることによって影響があるということはですね、あまり想定をしておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第69号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号消防ポンプ自動車の購入については、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 70 号 公立学校情報機器整備事業共同調達におけるパーソナルコンピュータ端末購入について

日程第 20 議案第 71 号 総合会館舞台照明操作卓更新工事請負契約の締結について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 19、議案第 70 号公立学校情報機器整備事業共同調達におけるパーソナルコンピュータ端末購入について、日程第 20、議案第 71 号総合会館舞台照明操作卓更新工事請負契約の締結について、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 70 号公立学校情報機器整備事業共同調達におけるパーソナルコンピュータ端末購入について、次のとおり、パーソナルコンピュータ端末購入にかかる財産の取得について、議会の議決を求める。

1、取得の目的 児童生徒学習用パーソナルコンピュータ端末購入(540 台)。2、取得予定額 2168 万 1000 円。3、購入先 住所 長崎県長崎市田中町 585 番地 5 会社名 扇精光ソリューションズ 株式会社 代表取締役 松尾隆宏。

次に、議案第 71 号総合会館舞台照明操作卓更新工事請負契約の締結について、次のとおり、請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

1、契約工事番号 第 7 教 7 号。2、契約工事名 総合会館舞台照明操作卓更新工事。3、契約方法 一般競争入札による契約。4、契約金額 6380 万円。5、契約相手方 住所 鹿児島県鹿児島市東開町 4 番 94 号 会社名 株式会社舞研 代表取締役 原大悟。

それぞれの詳細につきましては、教育長に説明させます。よろしくお願ひいたします。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長に詳しく説明させます。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

議案第 70 号につきまして、代わりまして補足説明いたします。

まずははじめに、本議案に関わる財産取得の児童生徒用学習用パーソナルコンピュータ端末の購入

につきましては、文部科学省の GIGA スクール構想に基づく学校 ICT 教育の環境整備を図るため、児童生徒 1 人 1 台端末導入に関連するものでございます。

文部科学省では、2019 年に GIGA スクール構想による児童生徒 1 人 1 台端末の利用を打ち出し、本町では 2020 年、令和 2 年度に国の補助事業を活用し、児童生徒用端末を 436 台、リース方式による導入しておりますが、当該機器はリース期間が 5 か年間で、今年度末をもって終了いたします。

また、現使用の端末機器では、OS いわゆるオペレーションシステムでございますが、Windows10 であり、Windows10 においては、Windows による OS のテクニカルサポートが 10 月 14 日で終了されます。

このような背景もあり、令和 7 年度からの文部科学省による第 2 期 GIGA スクール構想に基づく支援事業を活用し、このたびの児童生徒用学習用パーソナルコンピュータ等の端末の購入を図るものでございます。

それでは、購入する児童生徒学習用パーソナルコンピュータ端末について議案第 70 号、資料 1 をご覧いただきたいと思います。カタログの資料を添付しております。

今回導入する端末については、購入台数が 540 台です。

また、端末機の構造は、資料の 1 ページの写真のように、ノートパソコンやタブレットとして両方の利用が可能な学習用に適したマルチスタイルで、ASUS の PC パソコン、パーソナルコンピュータ端末を選定しております。

その他、端末の詳細仕様につきましては、ディスプレイ仕様が 11.6 型ワイドカラー液晶になります。OS オペレーションシステムにつきましては、Windows11Pro Education64 ビットです。

CPU につきましては、インテル®プロセッサー N155 を選定しております。メインメモリは 8GB を設定しています。

なお、機種仕様の詳細は添付資料の 1 の 2 ページ目をご参照いただければと思います。

また、購入台数 540 台の各学校への振り分け台数でございますが、千綿小が 116 台、彼杵小学校が 245 台、東彼杵中学校が 179 台、それぞれ各学校の予備機を含めた台数を予定しております。説明は以上です。

続きまして、議案第 71 号総合会館舞台照明操作卓更新工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本工事は、総合会館文化ホールの大ホールに係る舞台照明操作の更新工事となります。

なお、ご承知のように、総合会館は教育センター、福祉センター、保健センター、そして文化ホールの 4 つの機能施設による複合総合施設として平成 13 年 9 月に竣工し、既に 23 年を経過することになります。

このため、総合会館内の各設備機器等においては経年劣化が進み、既に耐用年数等を経過している状況ですが、修繕保守点検等のメンテナンスを施し、設備及び機器等の維持管理に努めているところです。

しかしながら、設備の内容によっては部品の製造及び保管期限などのメーカー保管期限などの終了など修繕ができない設備等も出てきている状況であります。

今回の舞台照明操作卓の更新工事につきましては、先ほど述べました内容などの理由から、更新工事を実施するものであります。

それでは、工事概要についてですが、添付しております議案第 71 号資料 1 をご覧いただきたいと思います。

まず、1 ページ目に工事内容をまとめた工事仕様の概要を載せております。

また、2 ページ以降は、舞台照明を仕込む調光装置として、照明操作卓、信号制御ラック、直点灯ワイヤレス、舞台袖操作卓の機械図面及び詳細仕様を記載しており、図面を含めて全 7 ページで資料を記載しております。

1 ページ目をお願いします。

文化ホールの舞台照明の設定及び操作に必要な調光装置として、先ほど申し上げました照明操作卓、信号制御ラック、直点灯ワイヤレス、舞台袖操作卓の 4 つの機器が基本機器 1 セットとして必要でございます。

まず、①の照明操作卓では、この機器がメイン機器となり、基本仕様として、コントロールチャネルが 1024 チャンネルの設定を行い、照明スポットシーンを 1000 シーン構成することができる能力となっております。機械の詳細は、基本仕様の内容となります。

次の②の信号制御ラックは、照明操作卓から制御信号を受け取り、各照明機器へ適切な信号を送り込み、点灯、照明、調光ですね、暗くなったり薄くなったりする調光など動作を制御するシステムとなり、システム全体の管理を実現するもので、照明操作卓に付随する装置機械となります。

次の③の直点灯ワイヤレスは、舞台上の照明を作り込む際に、照明操作卓からケーブル線を接続せず、ワイヤレスで直接照明器具を制御し、柔軟な装置や操作を可能にするワイヤレス照明制御システムの機器となります。

最後の④の舞台袖操作卓につきましては、名称のとおり、舞台の袖に設置する簡易的な操作卓となります。

舞台上、簡易的な作業を行う場合に、メインの照明操作卓を立ち上げることなく、舞台の袖作業等の操作を行うための機器装置となります。

今回の工事はこのような調光装置の既存装置を撤去し、新たに設置する更新工事となります。

なお、契約相手方につきましては株式会社舞研というところでございますけども、事業の内容としましては、舞台照明、音響、吊物設備の設計施工を始め、舞台照明機器及び音響機器の販売などを九州一円で事業展開されており、また、他の同様な公共施設等での関連工事の実績もあり、実績的に何も問題はないものと考えられます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号教えてからお願いします。3 番、構浩光議員。

#### ○3 番（構浩光君）

まず、議案第 70 号について質問します。

今回の 540 台の中にですよ、先生の分は入ってるんですか。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

先生方の分は入っておりません。全て児童生徒の台数ということで購入いたします。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今、入ってないっていう回答なんんですけど、これで十分なんですかね、指導が行き渡るんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

先生の端末につきましては既に導入を終えております。今回は児童生徒のみの対象ということでご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

次に議案第71号について質問します。

まず、一般競争入札ですので、何社指名があったのか。

それから、県内にはなかったのかどうかですね。

それから、これ自体をですよ、この納入日ですね、納入日がわかれれば教えてください。

そして、この機械はですよ、たぶん地元の工場で作って文化ホールに設置するという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1点目は税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

こちらの舞台照明操作卓につきましても、一般競争入札でございますので指名はしておりませんで、参加された業者は1社のみでございました。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

納期といいますか工期ですけれども、工事のですね、これを7年、令和7年12月26日までの工期という形で設定しております。

設置方法につきましては、議員ご推察のとおりですね、操作卓の機械を専門のメーカーで作りまして、そこを請負業者が納品といいますか、設置をしてですね、その中で配線の旧操作卓がありますので、そういうものを撤去工事、配線のまた繋ぎ直しというような作業が加わった形で、工期を12月26日までという形で設定しております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案第70号お願いします。議案第70号で質問したいことが3つあります。

まず入札方式、こう書いてないんですけど、どういう入札方式でやられたのが第1点。

2点目、取得予定額は約2100万円何がしかです。この2100万のうち、これは財源はどこから、一般財源なのか、あるいは国からの補助金があったのか、それが第2点です。

3点目、3点目、これ、540名と、540名の児童生徒に渡るんですけども、これが学校と家庭まで持っていくかどうかということと、それと途中で紛失したり壊れた時のあれは、児童生徒にも原因が、例えばですよ、児童生徒はぶん投げて壊した、過失によって壊した。あるいは家に持って帰って紛失した時の、あれは児童生徒に、保護者になるんですけども、保護者に起因する、いくものかどうか。以上3点質問しましたけど、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず入札方式でございますが、一般競争入札になります。

ただ、この入札につきましては、共同、議題の表題にもありますように共同調達ということで、入札は県が全県下の分をまとめて入札を行っております。本町の仕様になります機種につきましては、県下で川棚町と東彼杵町のみでございまして、この東彼杵町の台数分と川棚町の台数をまとめた一般競争入札での設定でございます。

一応、一般競争入札の中で申し込みがあった会社が3社ということで聞いております。

財源でございますが、これは文科省の事業を活用して行うということにいたしております。補助率が3分の2となっております。補助率が3分の2ということでございます。

利用の対応についてですけども、もし故障とかですね、した場合については、今回購入につきましては、単体をそのまま町が購入する形でございます。前回の購入方法につきましてはリース方式で購入をしておりましたので、そのリース料の中に動産保険がございました。

ですから、そういったもので対応が比較的しやすかったわけですが、今回の540台につきましては、町のそのまま購入財産という形になりますので、今回の議案を上げさせていただいているんですけども、動産保険はかけないように考えております。

というのが、大体1台当たり1万ですね、かかるということで、ちょうど540万かかりますので、掛け捨てということで、非常にこれまでのですね、そういった故障率の過去のリース事業と、前回のですね、第1期のGIGA構想の分ともですね、実績的には数台程度でございました。

そういうことを加味しながら、今回、540台のうち15%相当を予備機として県の補助対象になっておりますので、若干そういう予備機を多めに取ることができます。そういう関係で台数が増えております。

ですから、そういうところで故障した場合はですね、急な対応は予備機で対応できると。

ただ、故障について、やはり修繕をする必要がありますけども、もし仮にこれがですね、やはり生徒といいますか、家庭での故意な原因によって故障した場合には、当然その原因者に対しての費用弁償を求めるというようになろうかと思います。

ただ、今大石議員がおっしゃったように、家庭用の持ち込みということも、今後、GIGAスクール構想の中ではですね、やはり学びの場としては、家庭でのタブレット利用ということも十分想定しておりますので、実際、現在行っていますので、家庭での持ち帰りというか、持ち帰りの学習もございます。そういう中での故障ということに関しても、十分規定を作りながらですね、保護者の理解のいく形で取り扱い等の注意を喚起しながらですね、もしそこに不可抗力であれば問題ない

と思いますが、わざとですね、故意によった故障であれば、当然費用弁償は原因者に求めるというようなことで現状を考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

わかりました。

で、ですよ、問題はパーソナルコンピュータをですよ、家庭まで持っていくことなんですが、中学生とか小学生の高学年はもう結構体力あって、家庭とスクールバスはあるんですけども、持ち運びは容易だと思うんですけれども、これが低学年になると、この他に、教科書もあるわけですよね、これの持ち歩いて、低学年の方は相当運搬するのに困難じゃないかなということは想定されるわけですよ。

だからその辺も踏まえてですね、やっぱり家庭まで持っていくかどうかかっちゅうことの運搬も含めてですよ、教育委員会、あるいは学校でよく検討されて、やっぱり一律に家庭まで持っていくかどうか。あるいは、1年生、2年生についてはもう学校に置いておくとか、そういうことも、そいういった視点でですね、検証されて、検討させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

おっしゃるとおりの懸念はあると思っております。

現在、今中学生、それから高学年は持ち帰っております、低学年もですね、夏季休業中と長期休業中において、夏休み中においては持ち帰っております。

持ち帰る時にですね、バックもきちんと持てるようなバックも揃えておりますので、そのあと、ランドセルの重量というと、学期末に持ち帰るもののがかなりあると思っておりますので、そこら辺を配慮しながらですね、分配して持ち帰らせるとか、そういうことを学校には求めているところです。

現在、全ての教科書をですね、持ち帰らなくてもいいんじゃないかということは各学校にも触れておりまして、文科省の方も教科書を置いて帰るという、荷物をということも触れておりますので、そういうところも学校で協議しながら進めているところです。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

先ほどの同僚議員の答弁で、私も今3月末は495人ですね、児童生徒の数が。それで540台っていう話なので、同僚議員が先生の分もっていう話をされたと思うんですけども、45台多いんですが、このからくりをちょっと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず、この導入の、台数の根拠でございますが、4月時点のですね、児童生徒数でございます。それが先ほどおっしゃいましたように、そこの15%増しまでが予備機の他、予備機としてですね、購入可能になっております。

ですから、そのちょうど15%掛けた、割り増した分が540台という数になっておりまして、それを有事、いろいろ故障したとか何かですね、とかやっぱりどうしてもその機器によっては不具合のものが途中あったりしますので、そういうもので対応していくということで、予備機を含めた台数となります。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

大変よくわかりました。

ところで、これ今まで5年間のリースだったんですね。それで今回1台これ割ってみたら約4万円ですか、ぐらいの機器なんんですけど、これ前回は5年間リースで使ったと。今回も新品を買うわけですけど、どのくらいの年数の使用を考えておられるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず使用の年数でございますが、第2期のGIGAスクール構想ではですね、そういう更新については補助対象になったというところで、今回もそういうリース権が終了するところでできたわけですけども、今後ですね、そういう補助対象になるかどうかという更新の対象がですね、というのが、まだ未定でございますので、やはりそういうものがどのくらいこういいかわかりませんが、現状、今、國の方針としては5年間というような部分でのですね、当然そこに関係してくる。たまたま今回WindowsのOSがですね、10から11に10月から切り替えたというのは、タイミング

もあったんですが。そういうシステムの環境もありますので、そういうものの見ながらですね、どのくらい使うかということは検討にならうかと思います。

ただ、少なくとも5年は、少なくとも利用できるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

これはちょっと税財政課長にもちょっとお話をしたですよね。これ1台4万円、議会に付すべきは700万からですよね。それでこの予算も当初予算載つとった。

ですから、これ専決かなんかでもよかつたんですよ。私は1台4万円のところを540台買うでしょう。そしたら、ちょっと1台、例えばですよ、1台1万円の机を700台買えば、議会に付さんばっていうふうな前例になるんじゃないかと思うんですけど、これ、あえてされたのは、私も議会の可決は要らなかった。私の解釈ですよ。私の解釈として1台4万円の備品だから議会の議決は要らなかったのかなと思うんですけど、そこら辺の考え方をちょっと。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

今回の契約につきましては、同一目的のために同一年度に同一事業者から買うということで、1本の契約ということになりますので、議会の議決が必要ということになります。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

今の関連ですけども、リースから売却に変わって5年間ぐらいもてるだろう、じゃあ、メーカーの保証期間はわかりますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

おそらくメーカーの保証期間としては1年というのが基本的な保証だと思います。

それ以外の保証については、予算的にはとっておりませんので、もうメーカー保証の1年限りということを考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第70、議案第71号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号公立学校情報機器整備事業共同調達におけるパソコンコンピュータ端末購入については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号総合会館舞台照明操作卓更新工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第72号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第21、議案第72号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 72 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

選任する者の氏名、一瀬利秋。

詳細につきましては総務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 72 号について説明させていただきます。

一瀬利秋様には、平成 25 年 10 月から固定資産評価審査評価委員をお願いをしております。現在 4 期目ということでございます。今月をもって任期が切れるということで、再度家屋に関する十分な経験を、一瀬工務店の代表取締役ということでお持ちであります。

任期は令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 3 年間お願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 72 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第 22 諒問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 日程第 23 諒問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第 22、諒問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、日程第 23、諒問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について、以上 2 議案を議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

諒問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

推薦する者の氏名 木下あや子。

続きまして、諒問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

推薦する者の氏名 山口由美子。

それぞれの詳細につきましては総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

### ○総務課長（高月淳一郎君）

諒問第 1 号及び第 2 号について、一括して説明をさせていただきます。

本年 12 月末日で任期満了を迎える人権擁護委員 2 名の再任にあたり法務大臣に推薦するための同意をお願いするものでございます。

第 1 号の木下あや子様、元町職員として、そして第 2 号の山口由美子様、元教職員として豊富な経験と高い識見をお持ちの方でございます。

木下さんにおかれましては、令和 2 年から 2 期 6 年、山口様におかれましては令和 5 年から 1 期 3 年務められておりまして、いずれも本年 12 月末日で任期満了となられます。

現在、佐世保市の人権擁護協議会に所属されておられまして、佐世保法務局内での人権相談や町単位で実施される人権相談会の他、人権に関する様々な活動をボランティアとして務められております。人権擁護委員として積まれた経験を次期の活動に生かしていただきたいということで推薦をお願いするものでございます。

任期はお 2 人とも令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間でお願いするものでございます。以上でございます。

### ○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願ひいたします。6 番、大石俊郎議員。

### ○6 番（大石俊郎君）

両方に関連します。

今回 2 名の女性の方が人権委員、大体人権擁護委員というのは、トータルで何名おられるんですかね。

それが 1 つと、今回 2 名、5 名のうち 2 名の方女性ですけども、女性でなければいけないという規定はないですよね。たまたまこの女性ということでご理解していいですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

本町からの人権擁護委員さん全部で 3 名いらっしゃいます。

1 名の方が先般、昨年ですかね、昨年お願いしました元町職員の森隆志さんですね、を今お願いしております。今全部で 3 名おられまして、男性 1 人、女性 2 人ということで、男女どうのこうのっていうことは何もございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています諮問第 1 号、諮問第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号、諮問第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり木下あや子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり、木下あや子さんを適任とすることに決定しました。

次に、諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり山口由美子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり、山口由美子さんを適任とすることに決定しました。

## 日程第 24 報告第 22 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第 24、報告第 22 号令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件について説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

報告第 22 号令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明をいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて報告するものでございます。詳細につきましては、税財政課長から説明をさせます。よろしくお願ひいたします。税財政課長。

### ○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

### ○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして報告第 22 号につきまして説明いたします。

令和 6 年度の決算から 健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしました。

結果につきましては、表紙中段の表になりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字ではないということで該当なし。実質公債費比率は 8.8%、将来負担比率については 19.4% という結果でございました。

また、下段表の資金不足比率については、該当なしとなります。

資料に基づき、内容についてご説明いたします。

1 ページ、総括表①健全化判断比率の状況になります。

健全化判断比率は、上段の表の右側になりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの比率を求めております。

上段の表が本町の比率で、下段の表が法律で定める基準でございます。下段の表の、早期健全化基準の数値を上回るとイエローカード、その下の、財政再生基準の数値を上回るとレッドカードと言われるものでございます。比較していただくと、早期健全化基準を大きく下回った結果となっております。

それでは、健全化判断比率の一つ一つについて説明いたします。

2 ページをお願いします。総括表②連結実質赤字比率等の状況になります。

表の左側になりますが、一般会計に公共用地等取得造成事業特別会計を含めた一般会計等の実質赤字比率がマイナス 4.19% となっております。この表においては、左側の表の下に※で示しておりますように、マイナス表示は黒字ということになり、赤字ではないため、これにより実質赤字比率

は該当がありません。

また、連結実質赤字比率については、表の左下の国民健康保険事業特別会計 以下 3 会計と表右側の水道事業会計と下水道事業会計、全ての会計を合計して、黒字か赤字を判断いたします。表の右下の比率は、マイナス 25.45%となつておらず、こちらも赤字ではないため、連結実質赤字比率も該当がございません。

なお、農業集落排水事業会計と漁業集落排水事業会計は令和 6 年度より特別会計から公営企業会計となつたため、公共下水道事業会計と合算して下水道事業会計として計上していることを申し添えます。

3 ページになります。総括表③実質公債費比率の状況でございます。

表中段の一番右の表をご覧ください。実質公債費比率は 8.8%となり、前年度から 0.1 ポイントの減となりました。

実質公債費比率とは、簡単に申しますと「町の公債費等が標準財政規模の何割に当たるか」ということ」で計算いたします。

この分母となる財政規模は、総括表③のなかで⑫、⑬、⑭の合計額である標準財政規模額から、⑨、⑩、⑪の合計である交付税措置額を差し引いた金額のことです。

そして、分子となる町の公債費は、総括表③でいうと、①から⑦までの合計額から⑧から⑪までの合計額を差し引いた額となります。

次に、比率が減少した要因につきましては、この比率が 3 か年平均であることから、令和 6 年度と令和 3 年度の単年度数値を比較すれば良いことになります。

まず、分母となる⑫、⑬、⑭の合計額である標準財政規模の差額は 3760 万 7000 円の増加となりました。

また、分母から差し引く⑨から⑪までの合計額の差額は 3598 万 9000 円減少となり、結果として分母は 7359 万 6000 円の増加となり、比率の減少要因となります。

分子となる町の公債費につきまして、①元利償還金の額は 7842 万 5000 円の減少となりました。これは、里一ツ石線、遠目中央線、平似田太ノ浦線改良事業等の辺地対策事業債の起債償還額が 2908 万円減少したことや、過去の借入分である臨時地方道整備事業債について、木場本線・大野原高原線改良事業に係る起債や、ふるさと林道蕪線改良事業に係る起債の償還終了により、起債償還額が 1207 万 5000 円減少したことが大きく影響しております。

続きまして④、こちらは下水道事業会計など公営企業の償還額になります。こちらも 1379 万 4000 円の減少となりました。その右の⑤は、福祉組合の償還金を負担した額 5118 万 6000 円が皆増となります。①から⑦を合計いたしますと、4077 万 6000 円減となります。⑧から⑪までの合計は 3863 万 7000 円減少しており、結果として分子は 213 万 9000 円の減少となります。

分母が 7359 万 6000 円増加し、分子が 213 万 9000 円減少したことにより、令和 3 年度と令和 6 年度の単年度の実質公債費比率は約 0.3% 減少し、3 か年平均での比率が 0.1% の減少という結果になりました。

続きまして、4 ページをお願いします。総括表④将来負担比率の状況になります。将来負担比率の算出方法は、表の一番下の式になります。

標準財政規模に対して、一般会計が将来負担すべき負債の割合を求めており、右下の数字で、本

年度は 19.4% となり、昨年度と比べ 2.0 ポイント改善されております。

分子となります将来負担額 A は表の最上段に記載があります将来負担額の合計となります。差し引きます充当可能額 B は表中段の充当可能財源等の合計額となります。

分母となります標準財政規模 C は先ほどの 3 ページの実質公債費比率の算定でも用いました総括表⑫から⑯の合計額となり、差し引きます算入公債費等の額 D は、こちらも総括表⑨から⑪の合計額となります。

将来負担額 A につきましては、地方債現在高において、過疎債の借入額等が増加していることにより、昨年比約 2 億 6590 万 5000 円の増加となっておりますが、充当可能財源額 B が、3 億 1328 万 1000 円、標準財政規模 C が 5199 万 3000 円増加したことなどにより、数値の改善となりました。健全化判断比率については、以上になります。

本年度改善した部分もありましたが、過疎対策事業債も積極的に活用していることや、公共施設の更新事業にも取り組んでいかなければならぬいため、大型事業の実施にあたっては、十分見極め、なお一層の財政健全化を図る必要があると考えております。

それでは、表紙のページ、最初の報告書にお戻りください。一番下の表、資金不足比率について、最後にご説明いたします。

資金不足比率は、公営企業に資金不足があった場合、不足の度合を表すものになります。水道事業会計、下水道事業会計おいて赤字はございませんでしたので、資金不足比率は該当なしとなりました。以上で、報告第 22 号についての説明を終わりります。

なお、今回の報告に先立ち、比率の数値につきましては、監査委員による審査を受けておりますので、その意見書を付して報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 22 号を終わります。  
暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 40 分）

再開（午後 2 時 49 分）

#### ○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第 25 報告第 23 号 専決処分に関する報告について

（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について）

#### 日程第 26 報告第 24 号 専決処分に関する報告について

（大音琴川浚渫推進工事（2 工区）請負契約の変更について）

#### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第 25、報告第 23 号専決処分に関する報告について（口木田川浚渫推進工事請負契約の変更について）、日程第 26、報告第 24 号専決処分に関する報告について（大音琴川浚渫推進工事（2 工区）請負契約の変更について）

区) 請負契約の変更について) 以上、2議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第23号専決処分に関する報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり、口木田川浚渫推進工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について、専決処分する。

1、変更した工事番号 第6建47号。2、変更した工事請負契約 口木田川浚渫推進工事。3、変更契約の内容 契約金額(変更前) 5204万9800円、(変更後) 5690万800円。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1856番地7 会社名 有限会社山田組 代表取締役 山田秀一。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更。6、変更契約日 令和7年8月25日。

次に、報告第24号専決処分に関する報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり、大音琴川浚渫推進工事(2工区)請負契約の変更に伴う請負金額の変更について、専決処分する。

1、変更した工事番号 第6建46号。2、変更した工事請負契約 大音琴川浚渫推進工事(2工区)。3、変更契約の内容 契約金額(変更前) 6389万5700円、(変更後) 6810万4300円。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷 1363番地、会社名 有限会社東峰 代表取締役 三根公一郎。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更。6、変更契約日 令和7年8月22日。

それぞれの詳細につきましては、建設課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第23号について町長に代わり説明をさせていただきます。

本工事につきましては、令和6年12月の定例議会で契約の締結を受けた工事でございます。添付しております図面の方、資料の方をご覧ください。

主な増減の理由といたしましては、現場施工性の向上及び帶工等の河川構造物保護のため図面上にですね、③の1から④の3まで仮設道路5か所を、河川内への進入路を新規で設置させていただいておりまして、仮設盛土240m<sup>3</sup>、現場内流用土運搬工136m<sup>3</sup>など追加変更をしております。

また、現在までですね、伐採範囲の実績によりまして、200m<sup>2</sup>の面積増などを行っております。

今までの進捗率につきましては約50%でございまして、工事自体順調に進捗をしている状況です。

続きまして、報告24号について説明をさせていただきます。

本工事につきましても、令和6年12月の定例会で契約締結の議決をいただいている工事でございます。

これも資料の方をご覧ください。

主な増減の変更の理由といたしましては、ちょっと見にくいですけども図面中央にですね、赤字で、仮設盛土嵩上区間L=185mと表示しておるところがございます。仮設道路の設置のために区間をですね、伐採をしましたところ、湧水等が見受けられて湿原化をしておりました。排水対策もですね、検討をいたしましたけれども、広範囲の対策が必要となるためですね、計画よりも仮設道路

の盛土高さをですね、平均で約 30 cm の嵩上げする方法のほうが安価となりまして、盛土工 170 m<sup>3</sup> を追加計上したものであります。

また、1 工区に設置しておりました汚濁防止フェンスですが、1 工区の完成に伴いまして、2 工区 にて引き続きリースする必要があるため、リース費用の新規追加費用を計上したものでございます。

現在までの進捗率はこちらも約 50% ではありますけども順調に進捗をしている状況です。説明は以上となります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 23 号、報告第 24 号を終わります。

日程第 27 報告第 25 号 協定の締結に関する報告について

（令和 7 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事  
委託に関する協定）

日程第 28 報告第 26 号 工事請負契約の締結について

（老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区 6 工区）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 27、報告第 25 号協定の締結に関する報告について（令和 7 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定）、日程第 28、報告第 26 号工事請負契約の締結について（老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区 6 工区）、以上、2 議案を一括議題とします。本案について説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 25 号協定の締結に関する報告について（令和 7 年度東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定）。

1、協定の名称 令和 7 年度 東彼杵町公共下水道東彼杵浄化センターの建設工事委託に関する協定。2、工事箇所 東彼杵町藏本郷 1609-23 東彼杵町浄化センター地内。3、工事概要 処理場更新（水処理設備及び電気設備工事）。以下は省略いたします。

4、協定締結日 令和 7 年 6 月 17 日。5、協定期間 着手 令和 7 年 6 月 17 日、完成 令和 9 年 3 月 31 日。6、契約の方法 隨意契約による。7、協定金額 2 億 5200 万円（債務負担行為） 令和 7 年度 5000 万円、令和 8 年度 2 億 200 万円。8、協定相手方 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 地方公共法人日本下水道事業団 理事長 黒田憲司。9、支出科目でございますが、これも省略します。

報告第 26 号工事請負契約の締結について（老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区 6 工区）

1、工事名 老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区 6 工区。2、工事箇所 東彼杵町里郷地内。3、工事概要 配水管布設 ポリエチレン管などでございます。それぞれの口径の布設となります。以下省略をいたします。

4、契約締結日 令和 7 年 8 月 5 日。5、工期 着手 令和 7 年 8 月 5 日、完成 令和 8 年 1 月 30 日。6、入札の方法 指名競争による。7、契約金額 5139 万 2000 円。8、契約相手方 東彼杵町里

郷 1885 番地 株式会社中野組 代表取締役 中野広信。9、支出科目は省略いたします。それぞれの詳細につきましては水道課長に説明させます。よろしくお願ひいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

まず、報告の内容の説明の前に公営企業部局における報告の目的につきましてご説明をいたしたいと思います。

ご承知のとおり、水道事業及び下水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受け運営をいたしておりますが、地方公営企業におきましては適用となる地方公営企業法の第 40 条に地方自治法の適用除外の規定がございます。

条文の中に、地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しないというふうに定めてございます。

ただし、報告を行います契約に関する予算につきましては、議会に上程をいたし、承認をいただいておりますので、その予算に係る事業の進捗状況を報告をするという意味で契約等を行った直近の、直後の直近の議会において報告をさせていただいているということで、ご理解をいただければと思っております。

それでは、まず報告第 25 号協定の締結に関する報告について、内容をご説明いたします。

本協定につきましては、公共下水道の東彼杵浄化センターの更新事業として実施をいたします。機械設備等の更新工事の委託に関しまして、地方公共法人日本下水道事業団との間で協定を締結するものです。

その工事内容につきましては、汚水処理棟の汚泥脱水設備等水処理設備及びその運転操作設備である電気設備の更新を行うものですが、工事の監督及び品質管理等を専門的な知識が必要となりますので、それらの業務を日本下水道事業団に委託を行うものです。

委託の範囲としましては、工事の発注から施工管理及び竣工検査までということで協定に含めています。

協定の期間につきましては、設備機器の工場製作から性能確認、現地据付及び試験運転から完了確認まで相当の期間を必要といたしますので、工事期間として 2 年を予定をいたしております。その関係で本協定につきましても令和 8 年度の債務負担により、令和 8 年度末までの期間を協定の期間ということで締結をいたしております。

次に、報告第 26 号工事請負契約の締結について、内容を報告します。

添付をいたしております図面が 3 枚ございます。そちらを見ていただければと思います。

本工事は、令和 6 年度から継続事業として取り組んでおります里地区の老朽施設更新工事の一環になります。

今回は 6 工区の水道管路につきまして布設替えの工事を行うということで請負工事契約を締結いたしております。

まず図面の 1 枚目が路線 1 になりますけれども、ここは里の農事研修施設の前面道路付近になります。この間を水道管の敷設が約 289m で施工を行います。

2枚目の図面をお願いいたします。

2枚目の図面が路線2となりますけれど、江の串川の右岸側で国道より上流側になります。この間の水道管約299mの布設替えを行います。

次に3枚目の図面をお願いいたします。

3枚目は路線3になりまして、同じく江の串川の右岸側、国道より下流側になります。こちら、里旧国道線(1)がメインになりますけれども、この間約112mの水道管布設工事を行います。

また路線1から路線3まで合わせまして給水管の取り替え36件。それから全ての工事区間にかかる仮設管の布設。これらを合わせたところが今回の工事概要ということになります。

里地区の更新事業につきましては、残りが3工区4工区の二工区になりますけれども、その二工区につきましては令和8年度着手する予定ということで計画をいたしております。以上で報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第25号、報告第26号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、9月19日定刻より本会議を開催します。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後3時05分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議長　浪瀬　真吾

署名議員　構　浩光

署名議員　吉永　秀俊